

関税率表解説改正

新	旧
<p>84.10 液体タービン及び水車並びにこれらの調速機</p> <p>(省略)</p> <p>(A) (省略)</p> <p>(B) 水車 (省略)</p> <p>形状の類似した船舶用の水かき羽根車 (84.87) 及び流速測定用の水車 (90.15) は属しない。</p> <p>(省略)</p>	<p>84.10 液体タービン及び水車並びにこれらの調速機</p> <p>(省略)</p> <p>(A) (省略)</p> <p>(B) 水車 (省略)</p> <p>形状の類似した船舶用の水かき羽根車 (84.85) 及び流速測定用の水車 (90.15) は属しない。</p> <p>(省略)</p>
<p>84.18 冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器（電気式であるかないかを問わない。）及びヒートポンプ（84.15 項のエアコンディショナーを除く。）</p> <p>(省略)</p> <p>(削除)</p> <p>(省略)</p> <p>8418.50 - 貯蔵及び展示用のその他の備付品（チェスト、キャビネット、展示用のカウンター、ショーケースその他これらに類するもので、冷蔵用又は冷凍用の機器を自蔵するものに限る。） (省略)</p> <p>8418.61 - - ヒートポンプ（第84.15項のエアコンディショナーを除く。） (省略)</p>	<p>84.18 冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器（電気式であるかないかを問わない。）及びヒートポンプ（84.15 項のエアコンディショナーを除く。） (省略)</p> <p><u>8418.22 - - 吸収式のもの（電気式のものに限る。）</u> (省略)</p> <p><u>8418.50 - その他のチェスト、キャビネット、展示用のカウンター、ショーケースその他これらに類する備付品（冷蔵又は冷凍の機能を有するものに限る。）</u> (省略)</p> <p><u>8418.61 - - 圧縮式のもの（凝縮器が熱交換器であるものに限る。）</u> (省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>84.19 加熱、調理、ぱい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器（理化学用のものを含み、電気加熱式のもの（第85.14項の電気炉及びその他の機器を除く。）であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。）並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。）            （省略）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>( a ) ~ ( m ) （省略）</p> <p><u>( n ) 半導体デバイスの製造に使用する化学的気相成長（Chemical Vapour Deposition, CVD）装置（84.86）</u></p> <p><u>( o ) レストラン又はこれに類する施設で使用される型の工業用又は商業用のマイクロ波オーブン（85.14）</u></p> <p><u>( p ) 電磁誘導又は誘電損失により材料を熱処理するための工業用又は理化学用の機器（マイクロ波機器を含む。）（85.14）</u></p> <p><u>( q ) 容器に恒久的に組み込まれていない浸せき式液体加熱器で、液体、半液体（固体を除く。）又は気体のみを加熱するためのもの及び槽に恒久的に組み込まれた浸せき式液体加熱器で、湯沸用のみに供するよう設計したものの（85.16）</u></p> <p><u>( r ) 85.16項の電気式の土壤加熱器、暖房機器及び家庭用電熱機器</u></p>	<p>84.19 加熱、調理、ぱい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器（理化学用のものを含み、電気加熱式のもの（第85.14項の電気炉及びその他の機器を除く。）であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。）並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。）            （省略）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>( a ) ~ ( m ) （省略）</p> <p>（新規）</p> <p><u>( n ) レストラン又はこれに類する施設で使用される型の工業用又は商業用のマイクロ波オーブン（85.14）</u></p> <p><u>( o ) 電磁誘導又は誘電損失により材料を熱処理するための工業用又は理化学用の機器（マイクロ波機器を含む。）（85.14）</u></p> <p><u>( p ) 容器に恒久的に組み込まれていない浸せき式液体加熱器で、液体、半液体（固体を除く。）又は気体のみを加熱するためのもの及び槽に恒久的に組み込まれた浸せき式液体加熱器で、湯沸用のみに供するよう設計したものの（85.16）</u></p> <p><u>( q ) 85.16項の電気式の土壤加熱器、暖房機器及び家庭用電熱機器</u></p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>84.21 遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機            (省略)            ( ) 遠心分離機            (省略)</p> <p>この項には、遠心力の原理に基づいて作動する別の型式の機械を含まず、その例として次のような物品がある。            (a)～(f) (省略)  <u>(g) 半導体ウエハー製造用の遠心式スピンドライヤー (84.86)</u></p>	<p>84.21 遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機            (省略)            ( ) 遠心分離機            (省略)</p> <p>この項には、遠心力の原理に基づいて作動する別の型式の機械を含まず、その例として次のような物品がある。            (a)～(f) (省略)            (新規)</p>
<p>84.24 噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。）消火器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器            (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。            (a)～(d) (省略)            (e) インクジェット方式の印刷機 (84.43)            (f)～(h) (省略)  <u>(ij) 半導体ウエハー及びフラットパネルディスプレイのエッチング用、現像用、剥離用又は洗浄用の噴霧機器並びに電気めっき処理前に半導体パッケージ金属導体上の異物を洗浄又は除去するデフラッシュ機械（高圧噴霧による不純物の除去） (84.86)</u>  <u>(k) 85.15項の金属又はサーメットの熱吹付け用電熱機器</u>  <u>(l) ジェット式歯科用ドリル (90.18) 及びエアゾール治療器（ネビュライザー） (90.19)</u></p>	<p>84.24 噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。）消火器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器            (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。            (a)～(d) (省略)            (e) インクジェット方式の印刷機 (84.43又は84.71)            (f)～(h) (省略)            (新規)</p> <p><u>(ij) 85.15項の金属又はサーメットの熱吹付け用電熱機器</u>  <u>(k) ジェット式歯科用ドリル (90.18) 及びエアゾール治療器（ネビュライザー） (90.19)</u></p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>84.25 ブーリータックル、ホイスト(スキップホイストを除く。)、ワインチ、キャブスタン及びジャッキ</p> <p>(省略) (削除)</p> <p>- ウインチ及びキャブスタン (省略)</p>	<p>84.25 ブーリータックル、ホイスト(スキップホイストを除く。)、ワインチ、キャブスタン及びジャッキ</p> <p>(省略)</p> <p><u>8425.20 - ウインチ(地下で使用するために特に設計したものに限る。)及び坑口巻上装置</u></p> <p>- <u>その他のウインチ及びキャブスタン</u> (省略)</p>
<p>84.28 その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械(例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェー)</p> <p>(省略) (削除)</p> <p>(省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (b) (省略)</p> <p><u>(c) ボール、ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの持ち上げ、荷扱い、積込み又は荷卸し用に専ら又は主として使用される種類の機器(84.86)</u></p> <p><u>(d) 86.08項の転車台</u></p> <p><u>(e) ダンプカー(87.04)</u></p>	<p>84.28 その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械(例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェー)</p> <p>(省略)</p> <p><u>8428.50 - 鉱山用貨車押し機、機関車又は貨車の遷車台、貨車傾転装置その他これらに類する鉄道貨車取扱機器</u></p> <p>(省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (b) (省略)</p> <p>(新規)</p> <p><u>(c) 86.08項の転車台</u></p> <p><u>(d) ダンプカー(87.04)</u></p>

## 関税率表解説改正

新	旧
<p><b>84.31 第84.25項から第84.30項までの機械に専ら又は主として使用する部分品</b></p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>次の理由により多くの部分品はこの項に属しないことに注意しなければならない。</p> <p>( a ) ~ ( b ) (省略)</p> <p><u>( c ) ボール、ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの持ち上げ、荷扱い、積込み又は荷卸し用の機械とともに専ら又は主として使用する部分品 (84.86)</u></p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>この項には、また、次の物品を含まない。</p> <p>( a ) 伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチングで、プラスチック製のもの (39類)、加硫ゴム製のもの (40.10)、革製のもの (<u>42.05</u>) 及び紡織用繊維製のもの (59.10)</p> <p>( b ) ~ ( ij ) (省略)</p>	<p><b>84.31 第84.25項から第84.30項までの機械に専ら又は主として使用する部分品</b></p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>次の理由により多くの部分品はこの項に属しないことに注意しなければならない。</p> <p>( a ) ~ ( b ) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(新規)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>この項には、また、次の物品を含まない。</p> <p>( a ) 伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチングで、プラスチック製のもの (39類)、加硫ゴム製のもの (40.10)、革製のもの (<u>42.04</u>) 及び紡織用繊維製のもの (59.10)</p> <p>( b ) ~ ( ij ) (省略)</p>
<p><b>84.39 繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の製造用又は仕上げ用の機械</b></p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: center;">部分品</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>ただし、次の物品は、この項の部分品とはみなさない。</p> <p>( a ) ~ ( b ) (省略)</p> <p>( c ) 銅又は青銅の線で織ったエンドレスベルト (例えば、長網) (<u>74.19</u>)</p> <p>( d ) ~ ( e ) (省略)</p>	<p><b>84.39 繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の製造用又は仕上げ用の機械</b></p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: center;">部分品</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>ただし、次の物品は、この項の部分品とはみなさない。</p> <p>( a ) ~ ( b ) (省略)</p> <p>( c ) 銅又は青銅の線で織ったエンドレスベルト (例えば、長網) (<u>74.14</u>)</p> <p>( d ) ~ ( e ) (省略)</p>

## 関税率表解説改正

新	旧
<p>84.42 プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器（第84.56項から第84.65項までの加工機械を除く。）プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン</p> <p style="text-align: center;">(削除) (削除)</p> <p>8442.30 - <u>印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器</u> 8442.40 - 8442.30号の機器の部分品 8442.50 - プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン</p> <p>後段に記載した除外例を除くほか、この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) 印刷機の印字用部分品。例えば、印刷時に彫刻その他の調製をしたプレート及びシリンダーで本文又は図版を印刷する（手又は84.43項の機械により）ために使用するもの並びに調製したリソグラフィックストーン、シリンダー及びプレート（印刷工程において連続して使用できるように彫刻する又は他の方法で受像するのに適するように調製したもの）</p> <p>(2) 上記の印字用部分品を調製するために又は印刷用に活字等を組み合わせる（組版）ために使用する機器及び付属品（手動式又は機械式であるかないかを問わない。）</p> <p>この項には、文書、図版、繰返し模様等を紙、紡織用纖維、リノリウム、革その他の材料のいずれであるかを問わず、印刷工程により印刷する機器を含む。すなわち、次のような物品である。</p> <p>( ) 凸版式印刷：浮彫りの写真彫刻プレートを使用するものである。<u>この印刷方法では、活字の浮彫りの部分にインキが付けられる。</u></p> <p>( ) （省略）</p> <p>( ) 凹版式印刷：輪転グラビアによる方法又は腐食若しくは彫刻をした金属板で印刷する方法によるものである。印刷インキは、彫刻又は腐食した部分に盛られる。</p> <p style="text-align: center;">(A) プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネ</p>	<p>84.42 <u>活字鋳造用又は植字用の機器及びブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器（第84.56項から第84.65項までの加工機械を除く。）活字、ブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたブロック、プレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン</u></p> <p><u>8442.10 - 写真植字機</u> <u>8442.20 - その他の植字用機器（活字鋳造用装置を有するか有しないかを問い合わせる。）</u> <u>8442.30 - その他の機器</u> <u>8442.40 - 第8442.10号、第8442.20号又は8442.30号の機器の部分品</u> <u>8442.50 - 活字、ブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたブロック、プレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン</u></p> <p>後段に記載した除外例を除くほか、この項には、次の物品を含む。</p> <p>( ) 印刷機の活字及び印字用部分品。例えば、印刷時に彫刻その他の調製をした独立した活字、プレート、ブロック及びシリンダーで本文又は図版を印刷する（手又は84.43項の機械により）ために使用するもの並びに調製したリソグラフィックストーン、シリンダー、ブロック及びプレート（印刷工程において連続して使用できるように彫刻する又は他の方法で受像するのに適するように調製したもの）</p> <p>( ) 上記の活字その他の印字用部分品を調製するために又は印刷用に活字等を組み合わせる（組版又は植字）ために使用する機器及び付属品（手動式又は機械式であるかないかを問わない。）</p> <p>この項には、文書、図版、繰返し模様等を紙、紡織用纖維、リノリウム、革その他の材料のいずれであるかを問わず、印刷工程により印刷する機器を含む。すなわち、次のような物品である。</p> <p>( ) 凸版式印刷：活字、ステロ版若しくは電気版のプレート又は木彫り若しくは浮彫りの写真彫刻プレートを使用するものである。<u>これらの印刷方法では、活字の浮彫りの部分にインキが付けられる。</u></p> <p>( ) （省略）</p> <p>( ) 凹版式印刷：<u>グラビア印刷若しくは輪転グラビア</u>による方法又は腐食若しくは彫刻をした金属板で印刷する方法によるものである。印刷インキは、彫刻又は腐食した部分に盛られる。</p>

## 関税率表解説改正

新	旧
<p><u>ントの調製用又は製造用の機器（第84.56 項から第84.65 項までの加工機械を除く。）</u></p> <p>この項には、次のような物品を含む。</p> <p>( 1 ) 文書から直接複写して印刷用の版を製造する機械：この機械は、光電セルが文書を走査し、電子装置を通じて光電セルからインパルスが伝達され、それによって工具を作動させてプラスチックの版に彫刻するものである</p> <p>( 2 ) プレート又はシリンダーをエッティングする機械：これは、かくはん装置を有する特殊な槽から成るものである。</p> <p>( 3 ) オフセット鉛板に感光剤を塗布する機械（水平旋回機）：これは通常、電熱装置を有している。</p> <p>( B ) プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン</p> <p>この項には、次のような物品を含む。</p> <p>( 1 ) すべての印刷用活字（個々の字体、数字、記号活字、花形、装飾活字、けい線等：木製、金属（はんだ・アンチモン合金、黄銅等）製又はプラスチック製のもので、通常手で版組を行うものである。実際には印刷に使用しないが、余白を取るために組版に挿入する小さいブロック（フォルマート（furniture）及びスペース材）もこのグループに属する。</p>	<p><u>（ A ）活字、ブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたブロック、プレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン</u></p> <p>この項には、次のような物品を含む。</p> <p>( 1 ) すべての印刷用活字（個々の字体、数字、記号活字、花形、装飾活字、けい線等：木製、金属（はんだ・アンチモン合金、黄銅等）製又はプラスチック製のもので、通常手で版組を行うものである。実際には印刷に使用しないが、余白を取るために組版に挿入する小さいブロック（フォルマート（furniture）及びスペース材）もこのグループに属する。</p> <p>( 2 ) 活版印刷プレート（クラッチ）：ブロック、平板又は半円筒型の鉛の鋳造物（ステロ版）で、しばしば銅、ニッケル又はクロムで電気めっきされているものである。これらは、板紙又は製紙用パルプから成る紙型を形成することにより得られる。この紙型は、手で組版した活字のブロックであらかじめ成形される。その他にelectros（電気版）と呼ばれるプレートは、再生する組版又は凸版のろう製又はプラスチック製の型を電気めっきすることにより得られる。このようにしてできた金属の型は、鉛で満たされた木の枠に釘で固定される。 類似のプレートが、加熱プレスでプラスチックを紙型に押し付けて作られる。</p> <p>( 3 ) グラビアプレート：このプレートの製造においては、明暗のある図版を得るために印刷されるもの（通常は図版）はハーフトーンスクリーンを使</p>

## 関税率表解説改正

新	旧
<p>( 2 ) 手、機械式又は酸食式により彫刻された凹版又は凸版：これらは、木製、リノリウム製、銅製、鋼製等のものである。</p> <p>( 3 ) リソグラフィックストーン：図版は、手描き又は写真のいずれかにより転写され、その後酸で処理される。</p> <p>( 4 ) オフセット印刷プレート：図案を亜鉛、アルミニウムその他これらに類する曲げやすい金属板に平版（すなわち、凸版でも凹版でもない。）として複写されるものである。</p> <p>( 5 ) 彫刻又は腐食彫りをしたシリンダー</p> <p>( 6 ) 凸版押印用又は凸版印刷用のプレート及び鋳型：例えば、レターへッド、名刺等に浮出し印刷する（インクを使用するかしないかを問わない。）機械に使用するもの</p> <p>彫刻又は刻印に適するように調製されている場合に限り、リソグラフィックストーン、金属製のプレート及びシリンダーは、たとえ彫刻又は刻印をされていなくてもこの項に属し、例えば、次の物品がある。</p> <p>( 7 ) 平削りし又は砂目にしたリソグラフィックストーン</p> <p>( 8 ) 金属製のプレート又はシート：彫刻用に（平削り、砂目付け又は研磨により）調製したもの</p> <p>( 9 ) 表面を完全に研磨し又は砂目にした金属製シリンダー：これは、通常は鋳鉄製であり、銅で電気めっきされているか又は組合せ式の取外し可能なスリーブから成る銅のカバーを有している。</p> <p>( 10 ) 事務所用オフセット印刷機に使用する金属製又はプラスチック製のマスター：マスターのシートの先端の縁は、通常は印刷機のドラムに取り付けられるように加工されている。</p> <p>感光性のプレート（例えば、金属製又はプラスチック製のプレートに感光性の写真乳剤を塗布したもの及び感光性のプラスチックシート（金属その他の材料で作った支持物で裏張りしてあるかないかを問わない。））は、属しない（37.01）。</p>	<p>用して写真複写され、銅板又は亜鉛板上の転写し、酸食される。このプレートは、通常木台にくぎ付けされ、鉛の裏張りを有するものもある。</p> <p>( 4 ) 手、機械式又は酸食式により彫刻された凹版又は凸版：これらは、木製、リノリウム製、銅製、鋼製等のものである。</p> <p>( 5 ) リソグラフィックストーン：図版は、手描き又は写真のいずれかにより転写され、その後酸で処理される。</p> <p>( 6 ) オフセット印刷プレート：図案を亜鉛、アルミニウムその他これらに類する曲げやすい金属板に平版（すなわち、凸版でも凹版でもない。）として複写されるものである。</p> <p>( 7 ) 彫刻又は腐食彫りをしたシリンダー</p> <p>( 8 ) 凸版押印用又は凸版印刷用のプレート及び鋳型：例えば、レターへッド、名刺等に浮出し印刷する（インクを使用するかしないかを問わない。）機械に使用するもの</p> <p>彫刻又は刻印に適するように調製されている場合に限り、リソグラフィックストーン、木製ブロック、金属製のプレート及びシリンダーは、たとえ彫刻又は刻印をされていなくてもこの項に属し、例えば、次の物品がある。</p> <p>( 9 ) 平削りし又は砂目にしたリソグラフィックストーン</p> <p>( 10 ) 板目木板の製造用に調製した版木：これは、通常小さいプレートで、活字の高さと等しい厚さまで完全に平滑にしたものである。</p> <p>( 11 ) 金属製のプレート又はシート：彫刻用に（平削り、砂目付け又は研磨により）調製したもの</p> <p>( 12 ) 表面を完全に研磨し又は砂目にした金属製シリンダー：これは、通常は鋳鉄製であり、銅で電気めっきされているか又は組合せ式の取外し可能なスリーブから成る銅のカバーを有している。</p> <p>( 13 ) 事務所用オフセット印刷機に使用する金属製又はプラスチック製のマスター：マスターのシートの先端の縁は、通常は印刷機のドラムに取り付けられるように加工されている。</p> <p>感光性のプレート（例えば、金属製又はプラスチック製のプレートに感光性の写真乳剤を塗布したもの及び感光性のプラスチックシート（金属その他の材料で作った支持物で裏張りしてあるかないかを問わない。））は、属しない（37.01）。</p> <p>( B ) 活字鋳造用又は植字用の機器及びブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器（第84.56 項から第84.65 項までの加工機械を除く。）</p>

## 関税率表解説改正

新	旧
	<p style="text-align: center;"><u>活字の铸造は、手作業又は多少複雑な機械により機械的に行われ、それらに属する機器としては、次のような物品がある。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) 母型：通常銅製又はニッケル製で、打印器により刻印される小型プレートである。これらは、個々の活字の铸造に使用する。</p> <p class="list-item-l1">(2) 活字の表面を手で平滑にして水平出しをするテーブル：完全に平滑なテーブルで中心に細長い切れ目があり、活字を所定の位置に固定する装置を有する。</p> <p class="list-item-l1">(3) 自動活字铸造機：この機械においては、活字を1字ずつ作るが植字は行わない。通常、溶融金属を入れる電気加熱式のつぼ、硬化をはやめるための铸造冷却装置及び活字を平滑に及び水平にする装置から成るものである。</p> <p class="list-item-l1">(4) けい線、スペース材（フォルマート）等の印字具铸造機：押し出しにより行う。</p> <p class="list-item-l1">(5) 植字用ステッキ：組版を開始するために使用され、これに手で1行以上の活字を組み込む。これは、主として小さく充分に平滑な木製又は金属製のプレートより成るもので、二つの隣り合った側面にはフランジが付いていて、移動式の止め具を有することが多い。この項には、ゲラと類似のものであるがかなり大きく、全ページの活字を組み込めるものも含む。</p> <p class="list-item-l1">(6) チェース：鋳鉄製又は鉄鋼製の枠で、印刷のために数ページ分を保持するもの。1、2又は4ページ分が、金属製のくさび（金属製の特別なくさび型のもの）により又は機械式のくさび（ナット式、ねじ式等でこの装置もこの項に属する。）により、チェース内の位置に保持される。</p> <p style="text-align: center;"><u>前記の活字铸造用又は植字用の機器のほかに、機械式に活字を铸造し植字する一群の機器がある。これは次の二つのいずれかの方法によるものである。最初のものは、二つの異なるが相補的な機械（1番目の機械は、せん孔紙テープを作り、これによって2番目の機械を制御して、1字ずつ又は1行のかたよリを铸造する。）により、二つの独立した工程を行い、2番目のものは、同一機械によって一工程で行う。これらの機械は、大変複雑なものが多く、次のような物品を含む。</u></p> <p class="list-item-l1">(7) 個々の活字の铸造植字機（モノタイプ）：これは、あらかじめ準備機械でせん孔されたテープにより作動し、機械の内部に納められている特殊な母型をニューマチック式リレーによって選び出し、個々の活字を铸造し、ゲラ（機械に組み込まれている。）に版組するものである。</p> <p style="text-align: center;"><u>この機械は、紙テープにpre-dompositionを作成するキーボード式さん孔</u></p>

## 関税率表解説改正

新	旧
	<p><u>機を有する準備機械を結合して使用される。これらの準備機械もこの項に属する。</u></p> <p><u>( 8 ) 個々の活字の鋳造用及び植字用のキーボード機：すべての機能操作が同一機械で行われるもの（ロトタイプ等）</u></p> <p><u>( 9 ) 活字を行の形に鋳造する機械：母型を手で行の形にセットした後、機械に組み込み活字を行の形（スラッグ）で鋳造し取り出す機械</u></p> <p><u>( 10 ) 活字の行を組んで鋳造する機械：これは、各種の複雑なキーボード機械（インターライフ、Linograph等）であり、同一の機械により行の形に活字を組んで鋳造する機械である。これらの機械のなかには他の独立した機械（この機械もこの項に含まれる。）によりせん孔した紙テープによって機械主体を操作できるようにする装置を備えたものもある。</u></p> <p><u>( 11 ) 事務用のタイプライター型の機械：この機械には、行をそろえる装置及び多くのフォント（注：同種の活字のひとそろえ）を有するものに限り、写真複写用の原稿をタイプするもの又は写真平版印刷機若しくはオフセット印刷機とともに使用されるものがある。</u></p> <p><u>多量の印刷を必要とする際には、手組み活字自体が常に印刷に使用されるとは限らない。</u></p> <p><u>手若しくは機械式で作られた鉛製の鋳型（ステロ版）又は電気めっきした鋳型（電気版）がこれの代わりに使用され、これらのプレートは再版用のため保存される。この目的に供される機器としては、次のような物品を含む。</u></p> <p><u>( 12 ) 特殊成型プレス：板紙、ろう又はプラスチックで紙（紙型）を作るもの</u></p> <p><u>( 13 ) 紙型：前項に言及されているもの</u></p> <p><u>( 14 ) ステロ版のプレート鋳造機：これらの機械は、成形された紙型から平滑な又は曲がったステロ版を鋳造するのに使用するものである。金属を溶融状態に保持するための炉を備えた機械は、炉が本体の不可分の一部であるものに限り、この項に属する。</u></p> <p><u>( 15 ) 文書から直接複写して印刷用の版を製造する機械：この機械は、光電セルが文書を走査し、電子装置を通じて光電セルからインパルスが伝達され、それによって工具を作動させてプラスチックの版に彫刻するものである。</u></p> <p><u>( 16 ) 黒鉛塗布機：ろう又はプラスチックの型に黒鉛を塗布するもので、電気めっきによって電気版を作るのに使用される。一組の移動式ブラシで黒鉛の粉をつけ、余分の黒鉛は水を吹き付けて取り除く。</u></p> <p><u>この項には、印刷用のブロック、プレート及びシリンダーの製造機械を含み、例えば、次のような物品がある。</u></p> <p><u>( 17 ) プレート又はシリンダーをエッチングする機械：これは、かくはん装置</u></p>

## 関税率表解説改正

新	旧
(削除)	<p style="text-align: center;"><u>を有する特殊な槽から成るものである。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(18) オフセット鉛板に感光剤を塗布する機械（水平旋回機）：これは通常、電熱装置を有している。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(19) グラビアシリンダー用の電解槽及び研磨槽：この装置は、回転するシリンダー上に電解作用中に形成される銅層の表面をめのう研磨部により平滑にし、かつ、均一に保つものである。</u></p> <p style="text-align: center;">* *—* _____</p> <p style="text-align: center;"><u>この項には、写真植字機も含む。これは、回転ディスク若しくは特殊母型の表面上の文字又は非常に小さい重ね合わさった点の集合により陰極線管上に作り出された文字を連続的に写真撮影することによって、版組するものである。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この項には、レーザー光線を写真フィルムに投射する写植機も含む。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>これらの機械のなかには、キーボードその他これに類する装置を自蔵しているもの及びあらかじめ別の独立した機械で作られた紙テープその他コード化した情報の搬送体により作動するようにプログラムされているものがある。</u></p> <p style="text-align: center;">* *—* _____</p>
(削除)	<p style="text-align: center;"><u>この項には、たとえ活字が版組された後で写真にとられるものであっても、実際に活字を版組する写真植字機のみを含む。ただし、この項には、印刷用のプレート又はシリンダーの調整のための写真機、引伸機、縮小機、写真焼付機、その他これらに類する写真用機器を含まない（90類）。例えば、次の物品がある。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(a) ハンギングフレーム（ベッド）又はスライディングベッドに装備された縦型又は横型の製版用写真機及び三色印刷用写真機</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(b) 写真用の引伸機及び縮小機、複写用の機器並びにプリント用のフレーム</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(c) レイアウト計画用又は焼付け用の光源テーブル</u></p> <p style="text-align: center;"><u>これらの機器には、ハーフトーンこれに類する正確な交線スクリーン（ガラス製若しくはプラスチック製）、カラー印刷用のカラーフィルター（ガラス製若しくはプラスチック製）又はスクリーン若しくはフィルターのホルダーを用いるものがある。</u></p>
(省略)	(省略)

## 関税率表解説改正

新	旧
<p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>( a ) (省略)</p> <p>( b ) 複写紙及びトランスマーカーペーパー（複写用の文章又は図案が記されているものに限る。）(48.16)</p> <p>( c ) (省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(削除)</p> <p style="padding-left: 2em;">(削除)</p> <p style="padding-left: 2em;">(削除)</p> <p><u>( d )</u> 金文字を入れる機械のマーク付けアイロン(84.40)</p> <p><u>( e )</u> 金属、石又は木材の加工機械（例えば、母型を平削りして仕上げる機械、けい線を平滑にして切断する機械、円盤用又は球用の砂目付け機、彫刻機、フライス機、溝付け機及びトリミング用ののこ）(84.56 から 84.65まで)</p> <p style="padding-left: 2em;">(削除)</p> <p style="padding-left: 2em;">(削除)</p> <p><u>( f )</u> 84.69 項から 84.72 項までのタイプライター、計算機その他の機械の活字その他の印字用部分品(84.73)</p> <p><u>( g )</u> 鑄型(84.80)</p> <p style="padding-left: 2em;">(削除)</p> <p style="padding-left: 2em;">(削除)</p> <p><u>( h )</u> 通常、レーザー光線を使って、デジタルフォーマットから感光フィルム上に潜像を作るためのレーザーフォトプロッター</p> <p><u>( i )</u> 測定用具又は検査用具(90.17又は90.31)</p> <p style="padding-left: 2em;">(削除)</p> <p style="padding-left: 2em;">(削除)</p>	<p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>( a ) (省略)</p> <p>( b ) <u>紙型製造用の特殊な板紙（通常48.05、48.10 又は48.11）並びに複写紙及びトランスマーカーペーパー（複写用の文章又は図案が記されているものに限る。）(48.16)</u></p> <p>( c ) (省略)</p> <p><u>( d )</u> ハンドパンチその他の手道具又は手工具(82.05)</p> <p><u>( e )</u> 活字の溶融炉(84.17 又は85.14)</p> <p><u>( f )</u> 紙型の乾燥機（加熱板を有する乾燥プレスを含む。）(84.19)</p> <p><u>( g )</u> 金文字を入れる機械のマーク付けアイロン(84.40)</p> <p><u>( h )</u> 金属、石又は木材の加工機械（例えば、母型を平削りして仕上げる機械、けい線を平滑にして切断する機械、円盤用又は球用の砂目付け機、彫刻機、フライス機、溝付け機及びトリミング用ののこ）(84.56 から 84.65まで)</p> <p><u>( i )</u> 電動式の手持ち砂目付け機(84.67)</p> <p><u>( k )</u> 贈写機又はあて名印刷機等に使用するステンシル切抜機又は金属製、プラスチック製等のシートの型押し機械(84.72)</p> <p><u>( l )</u> 84.69項から 84.72項までのタイプライター、計算機その他の機械の活字その他の印字用部分品(84.73)</p> <p><u>( m )</u> 鑄型（活字鑄造機の不可分の一部を構成する型及び活字の母型を除く。)(84.80)</p> <p><u>( n )</u> 電熱式るつぼ(85.14)</p> <p><u>( o )</u> 植字機の使用する紙テープのせん孔パターンの有線又は無線の送信機器及び受信機器(85.17、85.25 又は85.27)</p> <p><u>( p )</u> 通常、レーザー光線を使って、デジタルフォーマットから感光フィルム上に潜像を作るためのレーザーフォトプロッター</p> <p><u>( q )</u> 測定用具又は検査用具（例えば、母型の測定用又は制御用の器具、三角定規、活字ゲージ及び行のゲージ）(90.17 又は90.31)</p> <p><u>( r )</u> 活字、父型（punch）、母型等に使用するケース、引出し、トレイを有する印刷に専用の家具(94.03)</p> <p><u>( s )</u> 手動式のインキローラー（構成する材料により該当する項に属する。）</p>

## 関税率表解説改正

新	旧
<p><u>84.43 印刷機（第84.42項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）、その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）並びに部分品及び附属品</u></p> <p style="margin-left: 2em;">- 印刷機（第84.42項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）</p> <p><u>8443.11 - - オフセット印刷機（巻紙式のものに限る。）</u></p> <p><u>8443.12 - - オフセット印刷機（枚葉式で事務所用のものに限るとし、広げた状態でシートの一方が22センチメートル以下、他方が36センチメートル以下のもの）</u></p> <p><u>8443.13 - - その他のオフセット印刷機</u></p> <p><u>8443.14 - - 凸版印刷機（巻紙式のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。）</u></p> <p><u>8443.15 - - 凸版印刷機（巻紙式以外のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。）</u></p> <p><u>8443.16 - - フレキソ印刷機</u></p> <p><u>8443.17 - - グラビア印刷機</u></p> <p><u>8443.19 - - その他のもの</u></p> <p style="margin-left: 2em;">- その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）</p> <p><u>8443.31 - - 印刷、複写又はファクシミリ送信のうち2以上の機能を有する機械（自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。）</u></p> <p><u>8443.32 - - その他のもの（自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。）</u></p> <p><u>8443.39 - - その他のもの</u></p> <p style="margin-left: 2em;">- 部分品及び附属品</p> <p><u>8443.91 - - 印刷機の部分品及び附属品（第84.42項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するものに限る。）</u></p> <p><u>8443.99 - - その他のもの</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>この項には次の物品を含む。</u></p> <p style="margin-left: 3em;">(1) 前項のプレート又はシリンダーを使用して印刷する全ての機械</p> <p style="margin-left: 3em;">(2) その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）</p> <p style="margin-left: 2em;">この項には、紡織用繊維、壁紙、包装紙、ゴム、プラスチックシート、リノリウム、革等に同一の模様若しくは文字を繰り返して印刷し又は地色を印刷する機械</p>	<p><u>84.43 印刷機（第84.42項の活字、ブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）及びインクジェット方式の印刷機（第84.71項の物品を除く。）並びに印刷用補助機械</u></p> <p style="margin-left: 2em;">- オフセット印刷機</p> <p><u>8443.11 - - 巷紙式のもの</u></p> <p><u>8443.12 - - 枚葉式で事務所用のもの（シートサイズが縦22センチメートル、横36センチメートル以下のものに限る。）</u></p> <p><u>8443.19 - - その他のもの</u></p> <p style="margin-left: 2em;">- 凸版印刷機（フレキソ印刷機を除く。）</p> <p><u>8443.21 - - 巷紙式のもの</u></p> <p><u>8443.29 - - その他のもの</u></p> <p><u>8443.30 - フレキソ印刷機</u></p> <p><u>8443.40 - グラビア印刷機</u></p> <p style="margin-left: 2em;">- その他の印刷機</p> <p><u>8443.51 - - インクジェット方式の印刷機</u></p> <p><u>8443.59 - - その他のもの</u></p> <p><u>8443.60 - 印刷用補助機械</u></p> <p><u>8443.90 - 部分品</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>この項には、前項の活字、ブロック、プレート又はシリンダーを使用して印刷するすべての機械を含む。従って、次の物品を含まない。</u></p> <p>(a) 84.69項から84.73項までの謄写機、あて名印刷機その他の事務用機器</p> <p>(b) 感光式複写機及び感熱式複写機（例えば、青写真、図面等の作成用又は文書、絵葉書等の複写用のもの）(90類)</p> <p style="margin-left: 2em;"><u>この項には、次の物品も含む。</u></p> <p>(1) 紡織用繊維、壁紙、包装紙、ゴム、プラスチックシート、リノリウム、革等に同一の模様若しくは文字を繰り返して印刷し又は地色を印刷する機械</p> <p>(2) インクジェット方式の印刷機（84.71項のユニットを構成するものとして特に設計されたものを除く。（84.71項の（ ）（D）のプリンターに関する解説参照。））</p> <p>(3) 給紙機又は折畳み機のような補助機械で、印刷機械本体に対する補助機械として特に設計されたもの（単独で提示されるかされないかを問わない。）</p> <p style="text-align: right;">( ) 印刷機</p>

## 関税率表解説改正

新	旧
<p><u>る機械を含む。</u></p> <p><u>(一) 印刷機（第84.42項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）</u></p> <p>これらの中で最もよく使用されるものは輪転機（rotary press）である。最も単純な型式では、一般に版盤の代わりに2枚の半円筒形のプレート（版）のついたシリンダー（活版印刷）、彫刻したシリンダー（グラビア印刷）又は印画されたシリンダー（オフセット印刷）のいずれかで構成される。カラー印刷用の輪転機は、いくつかの印刷用シリンダーにインクローラーが並べて取り付けられている。すべての印刷用、押圧用及びインク供給用の機構は回転式であるので、輪転機は、黒色又はカラーのいずれであっても、また片面印刷又は両面印刷であっても、連続印刷及び枚葉印刷の両方に使用できる。輪転機は次の2つのサブカテゴリーに分けられる。</p> <p><u>(1) 卷取印刷機 (reel-fed press)</u></p> <p>大きな輪転機にはいくつかの印刷ユニットを一つのフレームに備えたものがあり、これは新聞又は定期刊行物のすべてのページを一連の操作で印刷することができ、最終的には印刷機と連動した各種の補助機械によって、全ページが排紙され、切断され、折り畳まれ、組み合わされ、とじられ、そして積み重ねられる。</p> <p><u>(2) 枚葉印刷機 (sheet-fed press)</u></p> <p>枚葉紙はグリッパーにより印刷ユニットへ給紙される。枚葉印刷機は、給紙装置、1又はそれ以上の印刷ユニット及び排紙機構を有している。給紙装置では、枚葉紙が束から取り出され、整列され、印刷ユニットに送り出される。排紙機構では、印刷された枚葉紙は、取りまとめられ、束にされる。</p> <p>このグループは可動のプレート（又はプラテン）を使用した印刷機及びシリンダー印刷機も含む。</p> <p style="text-align: center;">* * * *</p> <p>上記の印刷機械（特に小型又は中型の輪転機）においては、印刷ユニットに一連の組立てユニットが併置して取り付けられるので、例えば、紙のリールから始まって複雑な製品（例えば、箱形、包装紙、ラベル及び切符）までを单一又は連続した操作の工程で作り上げることができる。</p> <p>典型的な印刷機のほかに、この項には、次のような特殊印刷機も含む。</p>	<p><u>これは、次の四つの主要なカテゴリーに分けられる。</u></p> <p><u>(A) 印刷機</u></p> <p>このグループは、芸術家の版画又は試し刷りを印刷するために特に用いられる普通の印刷機を含む。これらの最も簡単な型式のものは、通常、複写される組版、クラッチ版又はプレートを保持する固定式の水平平板（版盤）とねじ機構又はレバー機構によって版盤に押し付けられる可動の板とから成るものである。紙が挿入されると、圧力が全面に均等にかかるよう特殊な材料（プランケット）で裏当てされる。インキは手作業で又は機械的に供給される。</p> <p><u>(B) シリンダー印刷機</u></p> <p>この型式の特徴は、圧盤の代わりに回転するシリンダーが紙とプランケットを運び、一方、版盤（bed）は平滑でシリンダーの下で往復運動が伝達される。このカテゴリーの機械には、次の物品がある。</p> <p><u>(1) 単式シリンダー機</u>：この印刷機は、前記のように紙の一面のみを印刷するものである。一枚の紙を印刷するのに1回転又は2回転する。</p> <p><u>(2) 紙の両面に印刷するため一つ又は二つのシリンダーと二つの版盤を有する機械</u>：シリンダーを二つ有する印刷機の場合には、版盤は、二つのシリンダーの間を自動的に往復する。</p> <p>この種の印刷機には、多色刷りをするために一つのフレームにいくつかのユニットを結合したものがある。</p> <p><u>(C) 輪転機 (rotary press)</u></p> <p>最も単純な型式では、一般に版盤の代わりに2枚の半円筒形のプレート（版）のついたシリンダー（活版印刷）、彫刻したシリンダー（グラビア印刷）又は印画されたシリンダー（オフセット印刷）のいずれかで構成される。カラー印刷用の輪転機は、いくつかの印刷用シリンダーにインクローラーが並べて取り付けられている。すべての印刷用、押圧用及びインク供給用の機構は回転式であるので、輪転機は、黒色又はカラーのいずれであっても、また片面印刷又は両面印刷であっても、連続印刷及び枚葉印刷の両方に使用できる。輪転機は次の2つのサブカテゴリーに分けられる。</p> <p><u>(1) 卷取印刷機 (reel-fed press)</u></p> <p>大きな輪転機にはいくつかの印刷ユニットを一つのフレームに備えたものがあり、これは新聞又は定期刊行物のすべてのページを一連の操作で印刷することができ、最終的には印刷機と連動した各種の補助機械によって、全ページが排紙され、切断され、折り畳まれ、組み合わされ、とじられ、そして積み重ねられる。</p> <p><u>(2) 枚葉印刷機 (sheet-fed press)</u></p>

## 関税率表解説改正

新	旧
<p>( ) すく製の箱その他の容器に印刷する機械</p> <p>( ) 時計の文字板その他特殊な形状を有する物品に印刷する機械</p> <p>( ) コルク、管、ろうそく等に印刷する機械</p> <p>( ) 衣類にマーク付けをする機械</p> <p>( v ) 書籍のページの背丁の印刷機</p> <p>( ) 番号印字機、日付打ち機等 (96.11 項の手動式の日付印その他これに類するスタンプを除く。)</p> <p style="padding-left: 2em;">文字、記号等を有する鉄片又は帯により作用するもので、インクを使用するか使用しないかを問わない。</p> <p>( ) 事務用小型印刷機</p> <p style="padding-left: 2em;">印刷活字又はオフセット式で作動するもの。これらは、作動原理及び外観が謄写機に類似しているため謄写機と誤って呼ばれることがある。</p> <p style="padding-left: 2em;">このグループには、次のカラー印刷機も含む。すなわち、特別な美術本、トランプ類、幼児用絵本等を最初に白黒に印刷した後、ステンシル又はステンシルプレートを使用した彩色するもので、色彩は、ブラシ、ローラー又は噴射式でつけられる。</p> <p style="padding-left: 2em;">紡織用纖維、壁紙、包装紙、リノリウム、革等に同一の図案若しくは文字を繰り返して印刷したり又は地色を印刷する機械には、次のような物品を含む。</p> <p>( 1 ) ブロック印刷機：この機械は、ブロック（通常、浮彫りの図案が彫刻されている。）が機械内を通過する際に、布、壁紙等に繰り返し押圧されることにより連続的な模様を印刷するものである。この機械は、別々の図案の印刷（例えば、スカーフ上又はハンカチ上）に使用することもある。</p> <p>( 2 ) ローラー印刷機：この機械は、通常大きな圧力ローラー（pressure bowl）及びその周囲に設置された一連の彫刻した着色ローラー（この各々に、color trough、インクローラー、ドクターブレード（注：余分なインクをかき取る刃）等が備わっている。）から構成されるものである。</p> <p>( 3 ) スクリーン印刷機：印刷されるものがステンシルスクリーンの帶とともに機械を通り抜け、その際ステンシルを通して着色される。</p> <p>( 4 ) たて糸なせん機：これは、織る前に巻棒からほどいた平行なたて糸（シート状になっている。）に模様をなせんするものである。</p> <p>( 5 ) 糸なせん機 (yarn printing machine)：これは、糸又は糸に紡ぐ前の段階の粗糾糸に着色するものである。</p> <p>( ) その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）</p>	<p>枚葉紙はグリッパーにより印刷ユニットへ給紙される。枚葉印刷機は、給紙装置、1又はそれ以上の印刷ユニット及び排紙機構を有している。給紙装置では、枚葉紙が束から取り出され、整列され、印刷ユニットに送り出される。排紙機構では、印刷された枚葉紙は、取りまとめられ、束にされる。</p> <p>( D ) インクジェット方式の印刷機</p> <p style="padding-left: 2em;">この機械は、ドットマトリックスを通過するインク滴を吹き付けることにより、意図した文字等を紙面に印刷する。</p> <p style="text-align: center;">* — * — *</p> <p>上記の印刷機械（特に小型又は中型の輪転機）においては、印刷ユニットに一連の組立てユニットが併置して取り付けられるので、例えば、紙のリールから始まって複雑な製品（例えば、箱形、包装紙、ラベル及び切符）までを单一又は連続した操作の工程で作り上げることができる。</p> <p>通常の印刷機のほかに、この項には、次のような特殊印刷機も含む。</p> <p>( ) すく製の箱その他の容器に印刷する機械</p> <p>( ) 時計の文字板その他特殊な形状を有する物品に印刷する機械</p> <p>( ) コルク、管、ろうそく等に印刷する機械</p> <p>( ) 衣類にマーク付けをする機械</p> <p>( ) 書籍のページの背丁の印刷機</p> <p>( ) 番号印字機、日付打ち機等 (96.11項の手動式の日付印その他これに類するスタンプを除く。)</p> <p style="padding-left: 2em;">文字、記号等を有する鉄片又は帯により作用するもので、インクを使用するか使用しないかを問わない。</p> <p>( ) 事務用小型印刷機</p> <p style="padding-left: 2em;">印刷活字又はオフセット式で作動するもの。これらは、作動原理及び外観が謄写機に類似しているため謄写機と誤って呼ばれることがある。</p> <p>このグループには、次のカラー印刷機も含む。すなわち、特別な美術本、トランプ類、幼児用絵本等を最初に白黒に印刷した後、ステンシル又はステンシルプレートを使用した彩色するもので、色彩は、ブラシ、ローラー又は噴射式でつけられる。</p> <p>紡織用纖維、壁紙、包装紙、リノリウム、革等に同一の図案若しくは文字を繰り返して印刷したり又は地色を印刷する機械には、次のような物品を含む。</p>

## 関税率表解説改正

新	旧
<p>このグループには次の物品を含む。</p> <p><u>( A ) プリンター</u></p> <p>このグループには文書、文字又は画像を印刷媒体 (print media) に印刷する装置で上記 ( ) 以外のものを含む。</p> <p>これらの装置は自動データ処理機械、フラットベッドスキャナー、ネットワーク等からデータを受け取る。これら装置の多くはデータを蓄積する記憶装置が組み込まれている。</p> <p>この項の製品は、レーザー、インクジェット、ドットマトリックス、熱転写等の方法により文字や画像を印字する。以下の2種類がもっとも普及している。</p> <p><u>( 1 ) 静電式プリンター</u>：静電式プリンターは、静電荷、トナー及び光を用いて印刷を行う。陽電気を荷電させた感光面（通常はドラム）の特定の部分の電荷をレーザーや発光ダイオード等の光で消し、感光面に画像と同じ形の陽電荷パターンを残す。負電気を荷電されたトナーは静電引力により、感光面に付着し、原稿と同じ画像を再生する。トナーは負電気の働きで、感光面より強い陽電荷を持つ印刷媒体に付着した後、熱と圧力で印刷媒体に定着する。</p> <p><u>( 2 ) インクジェットプリンター</u>：インクジェットプリンターは、インク滴を印刷媒体に吹き付けることにより画像を形成する。</p> <p>この項にはこの表の他の物品に組み込むため、又は、接続するために用いられるプリンターで単独で提示されるものを含む（例えば84.70項の金銭登録機用のレシートのプリンター）。</p> <p><u>( B ) 複写機</u></p> <p>このグループには原稿の複製を作成する以下の装置を含む。</p> <p><u>( 1 ) デジタル複写機</u>：デジタル複写機は、走査 (scan) した原稿を、電荷結合素子 (CCD) やフォトダイオードセンシングアレー (photo-diode sensing array) 等の感光面で光学的映像からデジタル記号化された電気信号に変換し、記憶装置内に蓄える。その後、上記 ( ) ( A ) のプリンターと同じ方式で作動するプリントエンジンが蓄積されたデータを用いて必要とされる数の複写を作成する。デジタル記号化された映像が記憶装置に蓄えられるため、複数の複写を作成する場合でも原稿の走査は一度だけで済む。下記 ( D ) に自動データ処理機械やネットワークに接続できる機器が説明されている。</p> <p><u>( 2 ) 感光式複写機</u>（複写の都度原本の光学的映像を感光面に投影する必要があるもの）。以下の種類のものが最も普及している。</p> <p><u>( a ) 静電式の感光式複写機</u>：原本の映像を感光面に直接複写する方式（</p> <p><u>( 1 ) ブロック印刷機</u>：この機械は、ブロック（通常、浮彫りの図案が彫刻されている。）が機械内を通過する際に、布、壁紙等に繰り返し押圧されることにより連続的な模様を印刷するものである。この機械は、別々の図案の印刷（例えば、スカーフ上又はハンカチ上）に使用することもある。</p> <p><u>( 2 ) ローラー印刷機</u>：この機械は、通常大きな圧力ローラー (pressure bowl) 及びその周囲に設置された一連の彫刻した着色ローラー（この各々に、color trough、インクローラー、ドクターブレード（注：余分なインクをかき取る刃）等が備わっている。）から構成されるものである。</p> <p><u>( 3 ) スクリーン印刷機</u>：印刷されるものがステンシルスクリーンの帯とともに機械を通り抜け、その際ステンシルを通して着色される。</p> <p><u>( 4 ) たて糸なせん機</u>：これは、織る前に巻棒からほどいた平行なたて糸（シート状になっている。）に模様をなせんするものである。</p> <p><u>( 5 ) 糸なせん機 (yarn printing machine)</u>：これは、糸又は糸に紡ぐ前の段階の粗糸に着色するものである。</p> <p style="text-align: center;">( ) 印刷用補助機械</p> <p>このグループには、専ら印刷機とともに作動するように設計され、かつ、印刷工程の途中又は後で枚葉又はロール状の紙の給紙、取扱い又はそれ以外の操作を行う補助機械（単独で提示されるかされないかを問わない。）を含む。</p> <p>これらの機械は、通常、印刷機そのものとは分離されており、この機械としては、次の物品がある。</p> <p><u>( A ) ストックエレベーター又はパイルエレベーター</u>：印刷前の白紙を入れた可動式の受皿を備え付けた一種のフレーで、印刷工程の進行に従って徐々に受皿が上昇して印刷機に対して紙を一定の高さに維持するものである。</p> <p><u>( B ) 自動給紙機</u>：枚葉印刷に使用するものであり、紙一枚ずつつかんで（通常、真空吸着盤を有するアームによる。）完全に位置合わせをして印刷機に給紙するものである。</p> <p>パイルエレベーターと組み合わせて使用することが多い。</p> <p><u>( C ) 排紙機構</u>：給紙機と同じような機構であるが、反対の工程を行うものである（すなわち、印刷された紙を受け取り積み上げる）。</p> <p><u>( D ) 折畳み機</u>：のり付け機、せん孔機及びとじ機：これらの機械はしばしば印刷機の排紙口で使用され、（新聞紙、折込み広告、定期刊行物等）印刷されたページの折畳み又はとじ込みに使用される。</p> <p>ただし、これらが専ら印刷機と連係して使用するよう設計されてない場合には、この項には属しない（84.40 又は84.41）。</p>	

## 関税率表解説改正

新	旧
<p><u>直接式</u> ) 又は原本の映像を感光面に媒体を介して複写する方式 ( 間接式 ) のものがある。</p> <p>直接式のものにおいては、例えば、酸化亜鉛又はアントラセンを塗布した基板 ( 通常は紙 ) に光学的映像を投影し、静電気を荷電させる。そして、静電気によるその潜像に粉状の染料を付着させて現像した後、熱処理によって基板に定着させるものである。</p> <p>間接式のものにおいては、セレンその他の半導体物質を塗布し、静電気を荷電させたドラム ( 又はプレート ) に光学的映像を投影する。そして、静電気による潜像に粉状の染料を付着させて現像した後、この像を静電界の作用により、通常の紙に転写し、熱処理によって紙に定着せるものである。</p> <p>( b ) 化学乳剤の塗布層を利用する機器：感光面は通常、銀塩又はジアゾ化合物 ( 後者の場合、紫外線を大量に含む光で露光するように意図されている。 ) の乳剤から成る。現像行程及び焼付け行程は、乳剤の性質及び機器の型式により各種の方法 ( 湿式現像、乾式現像、加熱処理、アンモニア蒸気による現像、転写法等 ) がある。</p> <p>原本 ( マイクロフィルム、不透明な文書等 ) を複写したものには、原本と同一サイズのもの又は拡大し若しくは縮小したものがある。これらには、謄写機 ( オフセット ) の原版として利用されるものもある。</p> <p>このグループには密着式の感光式複写機及び感熱式複写機も含む。</p> <p>( C ) ファクシミリ装置</p> <p>ファクシミリ ( 又はファクス ) は、ネットワークを利用して文書や図形を送受信し、文書や図形の原本の再生を印刷する。下記 ( D ) にコピー機の機能を持つものが説明されている。</p> <p>( D ) 印刷機、複写機又はファクシミリ装置の複合機</p> <p>印刷、複写、ファクシミリ送信のうち 2 以上の機能を有する機械は、通常、多機能機と呼ばれる。これらの機械は、自動データ処理機械又はネットワークに接続することができる。</p> <p>「自動データ処理機械又はネットワークに接続できるもの」とは、下記号の解説による。</p> <p style="text-align: center;"><b>部分品及び附属品</b></p> <p>部分品の所属に関する一般的規定 ( 16 部の総説参照 ) によりその所属を決定する場合を除くほか、この項には、この項の機械の部分品及び附属品を含む。</p> <p>部分品及び附属品には、例えば、専ら印刷機とともに作動するように設計さ</p>	<p>( E ) 連続番号印字機：数字のロールで番号を打つ小さな附属機械</p> <p>( F ) 印刷業用金付け機：この機械は、金下インキで印刷する印刷機械から出てきたばかりの紙の上に、金属粉をふりかけるものである。</p> <p style="text-align: center;"><b>部 分 品</b></p> <p>部分品の所属に関する一般的規定 ( 16 部の総説参照 ) によりその所属を決定する場合を除くほか、この項には、この項の機械の部分品を含む。</p> <p style="text-align: center;">* — * * *</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>( a ) 紡織用纖維製、ゴム加工した紡織用纖維の織物製、フェルト製、ゴム製等のシリンダーブランケット及びシリンダーカバー ( 構成する材料により該当する項に属する。 )</p> <p>( b ) 補助的な印刷装置を有する機械 ( 例えば、ある種の充てん用機械又は包装機械 ( 84.22 ) 及び紙又は板紙のある種の加工機械 ( 84.41 ) 。これらの機械の印刷装置が単独で提示された場合には、当該印刷装置がこの項の機械の行う工程の内のどれか一つによって印刷するものであれば、この項に属する。 )</p> <p>( c ) 汚れ防止用の噴射機 ( 84.24 )</p> <p>( d ) テレプリンターその他これらに類する電信用又は無線用の機器 ( 85.17 、 85.25 又は 85.27 )</p> <p style="text-align: center;">* — * * *</p> <p>号の解説</p> <p>8413.11、8443.12及び8443.19</p> <p>これらの号には、模様を浮彫り又は凸版ではなく平面に複写した印刷版 ( オフセット印刷工程 ) により印画、印字する印刷機械を含む。印刷される画像 ( image ) は、水と油性物質との相互消散 ( 反発 ) 作用の原理により形成されるものである。この印刷は、常に回転機械によりなされるが、印刷媒体を直接印刷する材料に接触させず、画像を順に転写するブランケットと称するゴム製のシリンダーへ上に中間転写することにより印刷される。この号の機械は、金属シリンダーに取り付けられた印刷版の非印刷部分を連続的に湿らせるために使用</p>

## 関税率表解説改正

新	旧
<p><u>れ、かつ、印刷工程の途中又は後で枚葉又はロール状の紙の給紙、取扱い又はそれ以外の操作を行う補助機械（単独で提示されるかされないかを問わない。）が含まれる。</u></p> <p><u>これらの機械は、通常、印刷機そのものとは分離されており、次の物品が含まれる。</u></p> <p><u>( 1 ) ストックエレベーター、パイルエレベーター及び給紙トレイ又はドロワードラーワー ( drawer ) : 印刷前の紙を印刷可能な状態で保管しておくもの。</u></p> <p><u>( 2 ) 自動給紙機：枚葉印刷に使用するものであり、紙を一枚ずつつかんで完全に位置合わせをして印刷機に給紙するものである。</u></p> <p><u>( 3 ) 排紙機構：給紙機と同じような機構であるが、反対の工程を行うものである（すなわち、印刷された紙を受け取り積み上げる）。</u></p> <p><u>( 4 ) ソーター：複数枚の印刷された文書を積み上げて揃えるもの。</u></p> <p><u>( 5 ) 折畳み機：のり付け機、せん孔機及びとじ機：これらの機械はしばしば印刷機の排紙口で使用され、（新聞紙、折込み広告、定期刊行物等の）印刷されたページの折畳み又はとじ込みに使用される。</u></p> <p><u>ただし、これらが専ら印刷機と連係して使用するように設計されてない場合には、この項には属しない（84.40又は84.41）。</u></p> <p><u>( 6 ) 連続番号印字機：数字のロールで番号を打つ小さな附属機械</u></p> <p><u>( 7 ) 印刷業用金付け機：この機械は、金下インキで印刷する印刷機械から出てきたばかりの紙の上に、金属粉をふりかけるものである。</u></p> <p><u>この項には、静電式の感光式複写機用のドラム、プレート、ガイドローラー及び据付け型のオイル供給パッドも含む。</u></p> <p style="text-align: center;">* * — * _____</p> <p><u>この項には、次の物品を含まない。</u></p> <p><u>( a ) 紡織用纖維製、ゴム加工した紡織用纖維の織物製、フェルト製、ゴム製等のシリンダーブランケット及びシリンダーカバー（構成する材料により該当する項に属する。）</u></p> <p><u>( b ) ラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋又はその他の容器に使用するもの）及び包装機械（84.22）</u></p> <p><u>( c ) 補助的な印刷装置を有する機械（例えば、ある種の充てん用機械又は包装機械（84.22）及び紙又は板紙のある種の加工機械（84.41）。これらの機械の印刷装置が単独で提示された場合には、当該印刷装置がこの項の機械の行う工程の内のどれか一つによって印刷するものであれば、この項に</u></p>	<p><u>する装置及びブランケットを有していることに特徴がある。オフセット印刷機は、ロール又はシートにより紙が供給される。</u></p> <p><u>8443.21及び8443.29</u></p> <p><u>活字印刷は、インク活字の凸版から一定圧力の下に印刷面に転写することによる印刷手法である。活字は個々の文字、線又は映像プレートから成り、全て同じ高さである。</u></p> <p><u>ただし、これらの号には、フレキソ印刷機を含まない。</u></p> <p><u>8443.30</u></p> <p><u>フレキソ印刷は、簡単な作業（包装紙書式、リーフレット等の印刷）用に活版印刷の原理を使用した印刷手法であり、印刷版はシリンダーに直接結合したゴム又は熱可塑性物質からできている。これらの機械は、他の印刷機に比べ簡単で軽量である。これらの機械は、アルコールその他の揮発性溶剤をもととしたインクを使用して一色以上を一巻きの紙に連續して印刷するものである。</u></p> <p><u>8443.40</u></p> <p><u>グラビア印刷においては、印刷版に彫り込まれた部分又はエッチングされた部分にたまたま異なった量のインクが圧力により印刷される表面に移しかえられる。この印刷方法は、線を刻み込む線の彫込み及びエッチング（研磨した銅板に彫刻又は酸を使用して深さの異なる線を刻み込む。）に基づくものである。版の表面はインクがないが、線の中には映像を写しだすのに十分な量のインクがたまる。</u></p> <p><u>グラビア印刷の原理は、線の彫込み及びエッチングの原理に類似したものであり、平板の代わりに回転シリンダーを使用する。画像又は記号は、機械的又は光科学的な方法により銅めっきしたシリンダー状の版の上に転写される。</u></p>

## 関税率表解説改正

新	旧
<p><u>属する。</u></p> <p>( d ) 汚れ防止用の噴射機 ( 84.24 )</p> <p>( e ) ゼラチン式又はステンシル式の臘写機、あて名印刷機 ( 84.72 )</p> <p>( f ) パターン発生機 ( 84.86 )</p> <p>( g ) マイクロフィルム、マイクロフィッシュその他のマイクロフォームに文書を記録するための写真機 ( 90.06 )</p> <p>( h ) 通常の写真用密着焼付け機 ( 90.10 )</p> <p>( ij ) 90.17項の製図機器</p> <p>( k ) ラベル型押し器具(手動式のものに限る) ( 96.11 )</p> <p style="text-align: center;">* * — * —</p> <p><u>号の解説</u></p> <p><u>8413.11、8443.12及び8443.13</u></p> <p>これらの号には、模様を浮彫り又は凸版ではなく平面に複写した印刷版(オフセット印刷工程)により印画、印字する印刷機械を含む。印刷される画像(image)は、水と油性物質との相互消散(反発)作用の原理により形成されるものである。この印刷は、常に回転機械によりなされるが、印刷媒体を直接印刷する材料に接触させず、画像を順に転写するプランケットと称するゴム製のシリンダーへ上に中間転写することにより印刷される。この号の機械は、金属シリンダーに取り付けられた印刷版の非印刷部分を連続的に湿らせるために使用する装置及びプランケットを有していることに特徴がある。オフセット印刷機は、ロール又はシートにより紙が供給される。</p> <p><u>8443.14及び8443.15</u></p> <p>活字印刷は、インク活字の凸版から一定圧力の下に印刷面に転写することによる印刷手法である。活字は個々の文字、線又は映像プレートから成り、全て同じ高さである。</p> <p>ただし、これらの号には、フレキソ印刷機を含まない。</p> <p><u>8443.16</u></p> <p>フレキソ印刷は、簡単な作業(包装紙書式、リーフレット等の印刷)用に活版印刷の原理を使用した印刷手法であり、印刷版はシリンダーに直接結合したゴム又は熱可塑性物質からできている。これらの機械は、他の印刷機に比べ簡単で軽量である。これらの機械は、アルコールその他の揮発性溶剤をもととしたインクを使用して一色以上を一巻きの紙に連続して印刷するものである。</p> <p><u>8443.17</u></p>	

## 関税率表解説改正

新	旧
<p><u>グラビア印刷においては、印刷版に彫り込まれた部分又はエッティングされた部分にたまたま異なった量のインクが圧力により印刷される表面に移しかえられる。この印刷方法は、線を刻み込む線の彫込み及びエッティング（研磨した銅板に彫刻又は酸を使用して深さの異なる線を刻み込む。）に基づくものである。版の表面はインクがないが、線の中には映像を写しだすのに十分な量のインクがたまる。</u></p> <p><u>グラビア印刷の原理は、線の彫込み及びエッティングの原理に類似したものであり、平板の代わりに回転シリンダーを使用する。画像又は記号は、機械的又は光科学的な方法により銅めっきしたシリンダー状の版の上に転写される。</u></p> <p><u>8443.31及び8443.32</u></p> <p><u>「自動データ処理機械やネットワークに接続できるもの」とは、その装置にネットワークや自動データ処理機械に接続するのに必要な構成機器が全て組み込まれていて単にケーブルを接続するだけで機能できるものをいう。ケーブルを接続するための追加の構成機器（例えば、カード）を組むことができることは、これらの号の条件を満たすことにならない。一方、構成機器にケーブルが接続されるものであるが、そのままでは自動データ処理機械やネットワークにアクセス出来ない又は有効な接続が出来ないもの（例えば、スイッチを設置する必要のあるもの）であっても、これらの号から除外されるものとはならない</u></p> <p>。—</p>	

関税率表解説改正

新	旧
<p>84.48 第84.44項から第84.47項までの機械の補助機械（例えば、ドビー、ジャカード、自動停止装置及びシャットル交換機）並びに第84.44項からこの項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（例えば、スピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、紡糸口金、シャットル、ヘルド、ヘルドフレーム及びメリヤス針）</p> <p style="text-align: center;">（省 略） （削 除） （省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>( a ) ~ ( c ) （省 略）            ( d ) ジャカードその他これに類する機械をコントロールするための記録された媒体（85.23）            ( e ) ~ ( g ) （省 略）</p>	<p>84.48 第84.44項から第84.47項までの機械の補助機械（例えば、ドビー、ジャカード、自動停止装置及びシャットル交換機）並びに第84.44項からこの項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（例えば、スピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、紡糸口金、シャットル、ヘルド、ヘルドフレーム及びメリヤス針）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p><u>8448.41 - - シャットル</u> （省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>( a ) ~ ( c ) （省 略）            ( d ) ジャカードその他これに類する機械をコントロールするための記録された媒体（85.24）            ( e ) ~ ( g ) （省 略）</p>

## 関税率表解説改正

新	旧
<p>84.56 レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械            (省略)  <u>8456.90 - その他のもの</u>              (省略)  <u>この項には以下の種類の機械を含まない。これらは84.86項に属する。</u>  <u>( ) 半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの製造に専ら又は主として使用する、材料を取り除くことにより加工する機械</u>  <u>( ) マスク又はレチクルの製造又は修理に専ら又は主として使用する、材料を取り除くことにより加工する機械</u>  <u>( ) 半導体材料にパターンをドライエッティングする機械</u>  <u>上記の製品の例として、(1) 半導体結晶に穴あけするためのレーザービーム加工機械及び(2) 半導体チップの切断又は集積回路用セラミックス基板の切断若しくは穴あけ用の超音波加工機械がある。</u>    <u>(A) レーザーその他の光子ビームによる加工機械</u>            レーザービーム(光子ビーム)による機械加工は、工作物に光子を衝突させることにより行われる。このグループには、特に、金属、時計用のルビー等に穴をあける機械、金属その他の硬質材料を切断する機械及び種々の硬い材料に模様、文字、線等彫刻する機械を含む。    <u>(B) 超音波加工機械</u>            (省略)            このグループには、特に次の用途の加工機械を含む。            (削除)    <u>(1) ダイヤモンド製又は金属炭化物製の型の加工</u>  <u>(2) 鉱物性材料の穴あけ又は成形</u>  <u>(3) ガラスの彫刻</u>  <u>(4) フライス削り、プローチ削り又はつや出し</u> </p>	<p>84.56 レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械            (省略)  <u>- その他のもの</u>  <u>8456.91 - 半導体材料上にパターンをドライエッティングする機械</u>  <u>8456.99 - その他のもの</u>              (省略)            (新規)    <u>(A) レーザーその他の光子ビームによる加工機械</u>            レーザービーム(光子ビーム)による機械加工は、工作物に光子を衝突させることにより行われる。このグループには、特に、金属、半導体、水晶、時計用のルビー等に穴をあける機械、金属その他の硬質材料を切断する機械及び種々の硬い材料に模様、文字、線等彫刻する機械を含む。    <u>(B) 超音波加工機械</u>            (省略)            このグループには、特に次の用途の加工機械を含む。  <u>(1) 半導体チップの切断及び集積回路用のセラミックス基板の切断又は穴あけ</u>  <u>(2) ダイヤモンド製又は金属炭化物製の型の加工</u>  <u>(3) 鉱物性材料の穴あけ又は成形</u>  <u>(4) ガラスの彫刻</u>  <u>(5) フライス削り、プローチ削り又はつや出し</u> </p>

## 関税率表解説改正

新	旧
( C ) ~ ( G ) (省略)	( C ) ~ ( G ) (省略)
(削除)	<p style="text-align: center;"><u>( H ) 半導体集積回路用ドライエッティング装置</u></p> <p>半導体集積回路用ドライエッティング装置は、半導体ウエハーの加工工程に用いられる。一部のドライエッティング装置は、100~450キロヘルツの無線周波数エネルギー(rfenergy)を使用している。その他のドライエッティング装置は、周波数13.56メガヘルツの無線周波数エネルギーを使用しており、2.45ギガヘルツのマイクロ波を使用するものもある。入力周波数を変えることにより、プラズマのイオンエネルギーを変えることができ、非常に小さいエネルギーから大きなエネルギーまで指定できる(大きなエネルギーには、イオンビームを含む。)。</p> <p>ドライエッティング装置の種類を説明する用語として、「パラレルプレートプラズマエッティング」、「イオン反応エッティング」、「磁気加速イオンビームエッティング」、「イオンビームエッティング」及び「電子サイクロトロンエッティング」があり、異なった挙動様式を持つプラズマを作り出すのに使用される種々の技術を説明する多数の用語がある。</p>
(省略)	(省略)
(削除)	<hr style="width: 10%; margin-left: auto; margin-right: 0;"/> <span style="float: right;">*</span> <span style="float: right;">—</span> <span style="float: right;">*</span>
	<p style="text-align: center;"><u>号の解説</u></p> <p>8456.91</p> <p>この項には、半導体材料上にパターンをドライエッティングする加工機械を含む。これらの機械は、一般にドライエッティング装置として知られている。ドライエッティング装置は、半導体ウエハーから薄膜材料を取り除くガス状プラズマを生成させるために、幾つかの方法を用いている。ドライエッティングの工程は、エッティングするパターンを作成するためのリソグラフィック工程が行われた後の半導体ウエハーに行われる。異方掃射とは、イオンガスウエハーの面に垂直な方向から並列に突き当たることをいう。異方掃射エッティングでは、エッティングした溝の側面の下部を切り取ることなく、半導体ウエハー上にパターンを複製することができる。</p> <p>ドライエッティング装置は、一般に、一以上の反応室、ポンプ、真空ポンプ、ラジオ波又はマイクロ波発生装置、ガス流量調整装置及びプロセスコントロール装置を有する。ドライエッティング装置には、自動ウエハー搬送機構を有して</p>

## 関税率表解説改正

新	旧
	<p><u>いたり、反応室で同時に多数の半導体ウエハーを加工することができるものもある。</u></p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>84.62 錫造機、ハンマー、ダイスタンピングマシン、ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、剪(せん)断機、パンチングマシン及びノッチングマシン(プレスを含むものとし、金属加工用のものに限る。)並びにその他のプレス(金属又は金属炭化物の加工用のものに限る。)</p> <p>(省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)~(e) (省略)</p> <p><u>(f) 半導体リードを曲げ、折り畳み、引き伸ばす機械(84.86)</u></p> <p><u>(g) 試験用機器(90.24)</u></p> <p>(省略)</p>	<p>84.62 錫造機、ハンマー、ダイスタンピングマシン、ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、剪(せん)断機、パンチングマシン及びノッチングマシン(プレスを含むものとし、金属加工用のものに限る。)並びにその他のプレス(金属又は金属炭化物の加工用のものに限る。)</p> <p>(省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)~(e) (省略)</p> <p>(新規)</p> <p><u>(f) 試験用機器(90.24)</u></p> <p>(省略)</p>
<p>84.64 石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械</p> <p>(省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)~(e) (省略)</p> <p><u>(f) 半導体ボール又はウエハー用のこ引き、線引き又は溝付け機械(例えば「ウエハーダイサー」)及び半導体ボール若しくはウエハー又はフラットパネルディスプレイ用研削、研磨又はラッピング機械(84.86)</u></p> <p>(省略)</p>	<p>84.64 石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械</p> <p>(省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)~(e) (省略)</p> <p>(新規)</p> <p>(省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>84.65 木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械（くぎ打ち用、またくぎ打ち用、接着用その他の組立て用のものを含む。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p style="margin-left: 2em;">( A ) 通常特定の工業に専用でない機械 このグループには、次の物品を含む。</p> <p style="margin-left: 2em;">( 1 ) 各種のこ盤：これらは、ブレード又はチェーン（通常、歯を有する。）の作用により加工を行うものである。 これには、次の物品を含む。</p> <p style="margin-left: 2em;">( a ) （省 略）</p> <p style="margin-left: 2em;">( b ) のこ刃が循環運動するのこ盤：これには、チェーンソー、立型又は横型の帯のこ盤、quartering band saw及びhalving band saw、可動車に取り付けた帯のこ盤又はテーブル帯のこ盤及び特殊用途に供される各種の機械（例えば、<u>木製の床用ブロック、ストリップ、フリーズの製造用のmultiple band saw及び製紙工業用の帯のこ盤</u>）を含む。</p> <p style="margin-left: 2em;">( c ) （省 略）</p> <p style="margin-left: 2em;">( 2 ) ~ (14) （省 略）</p> <p style="text-align: center;">（B）（省 略）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p style="margin-left: 2em;">( a ) ~ ( c ) （省 略）</p> <p style="margin-left: 2em;">( d ) <u>半導体パッケージ金属リード上の異物の洗浄用又は除去用のデフラッシュ機械（84.86）</u></p>	<p>84.65 木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械（くぎ打ち用、またくぎ打ち用、接着用その他の組立て用のものを含む。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p style="margin-left: 2em;">( A ) 通常特定の工業に専用でない機械 このグループには、次の物品を含む。</p> <p style="margin-left: 2em;">( 1 ) 各種のこ盤：これらは、ブレード又はチェーン（通常、歯を有する。）の作用により加工を行うものである。 これには、次の物品を含む。</p> <p style="margin-left: 2em;">( a ) （省 略）</p> <p style="margin-left: 2em;">( b ) のこ刃が循環運動するのこ盤：これには、チェーンソー、立型又は横型の帯のこ盤、quartering band saw及びhalving band saw、可動車に取り付けた帯のこ盤又はテーブル帯のこ盤及び特殊用途に供される各種の機械（例えば、<u>寄せ木製造用のmultiple band saw及び製紙工業用の帯のこ盤</u>）を含む。</p> <p style="margin-left: 2em;">( c ) （省 略）</p> <p style="margin-left: 2em;">( 2 ) ~ (14) （省 略）</p> <p style="text-align: center;">（B）（省 略）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p style="margin-left: 2em;">( a ) ~ ( c ) （省 略）</p> <p style="text-align: right;">（新 規）</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>84.66 第84.56項から第84.65項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他加工機械用の特殊な附属装置を含むの並びに手持工具用ツールホルダー</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>( a ) ~ ( d ) （省 略）</p> <p><u>( e ) 第84.86項の機器に専ら又は主として使用するに適する部分品及び附属品（工作物保持具又はツールホルダー及びその他機械用の特殊な附属品を含む。）(84.86)</u></p> <p><u>( f ) 電気式（電子式のものを含む。）の部分品及び附属品（例えば、磁石式チャック及び数値制御パネル）</u></p> <p><u>( g ) 測定用又は検査用の機器（90.31）</u></p> <p><u>( h ) 積算回転計及び生産量計（90.29）</u></p> <p><u>( ij ) 機械搭載用のブラシ（96.03）</u></p>	<p>84.66 第84.56項から第84.65項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他加工機械用の特殊な附属装置を含むの並びに手持工具用ツールホルダー</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>( a ) ~ ( d ) （省 略）</p> <p style="text-align: center;">（新 規）</p> <p><u>( e ) 電気式（電子式のものを含む。）の部分品及び附属品（例えば、磁石式チャック及び数値制御パネル）</u></p> <p><u>( f ) 測定用又は検査用の機器（90.31）</u></p> <p><u>( g ) 積算回転計及び生産量計（90.29）</u></p> <p><u>( h ) 機械搭載用のブラシ（96.03）</u></p>

## 関税率表解説改正

新	旧
<p>84.69 タイプライター（<u>第84.43項のプリンターを除く。</u>）及びワードプロセッサ (削除)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>この項には、次の物品も含む。</p> <p>(1) 自動タイプライター：これには、次の物品を含む。</p> <p>(a)～(b) (省略)</p> <p>(c) キーボードを有しないプリンター（交換可能な活字車を使用して文字を印刷するものに限る。）：これらの装置は、適当なインターフェースによりその他のタイプライター、ワードプロセッサ、自動データ処理装置等と接続できるよう設計されている。<u>この類の注5(B)</u>に従うことを条件として、<u>この類の注5(D)</u>の要件を満たすプリンターは、<u>84.43項</u>に分類する。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(削除)</p> <p>(a) 会計機 (84.70) (b) 自動データ処理機械 (84.71) (c) 小切手の仕上げ用又は署名用の機械 (84.72) (d) テレプリンター (85.17) (e) がん具のタイプライター (95.03)</p>	<p>84.69 タイプライター（<u>第84.71項のプリンターを除く。</u>）及びワードプロセッサ - 自動タイプライター及びワードプロセッサ</p> <p>8469.11 - - ワードプロセッサ 8469.12 - - 自動タイプライター 8469.20 - その他のタイプライター（電動式のものに限る。） 8469.30 - その他のタイプライター（電動式のものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>この項には、次の物品も含む。</p> <p>(1) 自動タイプライター：これには、次の物品を含む。</p> <p>(a)～(b) (省略)</p> <p>(c) キーボードを有しないプリンター（交換可能な活字車を使用して文字を印刷するものに限る。）：これらの装置は、適当なインターフェースによりその他のタイプライター、ワードプロセッサ、自動データ処理装置等と接続できるよう設計されている。<u>この類の注5(B)</u>及び<u>(B)(c)</u>の要件を満たすプリンターは、<u>すべての場合、ユニットとして84.71項</u>に分類する。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 写真平版印刷又はオフセット印刷において使用する機械で、行をそろえるもの又は多数のフォント（同一書体の活字のセット）で印刷するもの (84.42) (b) 会計機 (84.70) (c) 自動データ処理機械 (84.71) (d) 小切手の仕上げ用又は署名用の機械 (84.72) (e) テレプリンター (85.17) (f) がん具のタイプライター (95.03)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>84.70 計算機並びにデータを記録し、再生し及び表示するポケットサイズの機械（計算機能を有するものに限る。）並びに会計機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械並びに金銭登録機</p> <p style="margin-left: 2em;">(省 略)</p> <p style="margin-left: 2em;">(削 除)</p> <p style="margin-left: 2em;">(省 略)</p>	<p>84.70 計算機並びにデータを記録し、再生し及び表示するポケットサイズの機械（計算機能を有するものに限る。）並びに会計機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械並びに金銭登録機</p> <p style="margin-left: 2em;">(省 略)</p> <p style="margin-left: 2em;"><u>8470.40 - 会計機</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(省 略)</p>

## 関税率表解説改正

新	旧
<p>84.71 <b>自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読み取り機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。）</b>            (削除)            8471.30 - 携帯用の自動データ処理機械（重量が10キログラム以下で、少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。)            - <u>その他の自動データ処理機械</u>            8471.41 - 少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装置を同一のハウジングに収納しているもの（入力装置と出力装置とが一体となっているかいないかを問わない。）            8471.49 - その他のもの（システムの形態で提示するものに限る。）            8471.50 - <u>処理装置（第8471.41号又は第8471.49号のものを除くものとし、記憶装置、入力装置及び出力装置のうち一又は二の装置を同一のハウジングに収納しているかいないかを問わない。）</u>            8471.60 - 入力装置及び出力装置（同一のハウジングに記憶装置を収納しているかいないかを問わない。）            8471.70 - 記憶装置            8471.80 - その他の装置（自動データ処理機械のユニットに限る。）            8471.90 - その他のもの              ( ) <b>自動データ処理機械及びこれを構成するユニット</b>            データ処理とは、各種の情報を一以上の特定の目的に供するために、あらかじめ定められた論理シーケンスに従って処理することである。            自動データ処理機械は、あらかじめ定められた命令（プログラム）に基づき論理的に関連する操作を行ってデータを作成する機械であり、当該データは、そのまま利用され、又は場合によっては他の別のデータ処理作業用のデータとして順次使用される。            この項には、処理の論理シーケンスをある一つのジョブから別のジョブに変更させることができ、かつ、その処理が自動的に（すなわち、処理中に手動操作を介入せずに）行われるデータ処理機械を含む。<u>これらの大部分は電子的な信号を利用するが、他の技術を利用するものもある。これらの機械には、自蔵型のもの（データ処理に必要な構成要素がすべて同一のハウジング内において結合しているもの）及び異なる数のユニットで構成するシステムのものがある。</u> </p>	<p>84.71 <b>自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読み取り機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。）</b>            8471.10 - アナログ式又はハイブリッド式の自動データ処理機械            8471.30 - 携帯用のデジタル式自動データ処理機械（重量が10キログラム以下で、少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。)            - <u>その他のデジタル式自動データ処理機械</u>            8471.41 - 少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装置を同一のハウジングに収納しているもの（入力装置と出力装置とが一体となっているかいないかを問わない。）            8471.49 - その他のもの（システムの形態で提示するものに限る。）            8471.50 - <u>デジタル式処理装置（第8471.41号又は第8471.49号のものを除くものとし、記憶装置、入力装置及び出力装置のうち一又は二の装置を同一のハウジングに収納しているかいないかを問わない。）</u>            8471.60 - 入力装置及び出力装置（同一のハウジングに記憶装置を収納しているかいないかを問わない。）            8471.70 - 記憶装置            8471.80 - その他の装置（自動データ処理機械のユニットに限る。）            8471.90 - その他のもの              ( ) <b>自動データ処理機械及びこれを構成するユニット</b>            データ処理とは、各種の情報を一以上の特定の目的に供するために、あらかじめ定められた論理シーケンスに従って処理することである。            自動データ処理機械は、あらかじめ定められた命令（プログラム）に基づき論理的に関連する操作を行ってデータを作成する機械であり、当該データは、そのまま利用され、又は場合によっては他の別のデータ処理作業用のデータとして順次使用される。            この項には、処理の論理シーケンスをある一つのジョブから別のジョブに変更させることができ、かつ、その処理が自動的に（すなわち、処理中に手動操作を介入せずに）行われるデータ処理機械を含む。<u>これらの大部分は電子的な信号を利用するが、他の技術（例えば、ニューマチック技術、流体技術又は光学技術）を利用するものもあり、またこれらの技術の二種類以上を組み合わせて利用するものもある。</u>  <u>これらの機械には、自蔵型のもの（データ処理に必要な構成要素がすべて同一のハウジング内において結合しているもの）及び異なるユニットが構成する</u> </p>

## 関税率表解説改正

新	旧
<p>この項には、上記の自動データ処理機械のシステムを構成する<u>ユニット</u>で単独で提示されるものも含む。</p> <p>ただし、この項には、また、自動データ処理機械を自蔵し又はこれと連係して作動する機器で特定の機能を有するものを含まない。これらの機器は、当該特定の機能に基づいてその該当する項又はその他のものが該当する項に属する（84類の総説（E）参照）。</p> <p style="text-align: center;">( A ) <u>自動データ処理機械</u></p> <p>この項の自動データ処理機械は、この類の注5（A）（a）の要件を同時に満たすものでなければならない。すなわち、次の要件である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( 1 ) 处理用プログラム及びその実行に直接必要なデータを記憶すること。</li> <li>( 2 ) 使用者の必要に応じて異なるプログラムを受け入れることができること。</li> <li>( 3 ) 使用者が特定する算術計算を実行すること。</li> <li>( 4 ) 人の介入なしに、処理用プログラム（処理の進行中において論理判断によりその実行の変更を命令するもの）を実行すること。</li> </ul> <p>従って、固定プログラム（例えば、使用者が変更することができないプログラム）のみに基づいて作動する機械は、たとえ使用者が多数の固定プログラムの中からプログラムを選択できるものであっても、この項には属しない。</p> <p><u>自動データ処理機械</u>は、記憶能力を有し、またジョブに応じて変更されるプログラムを記憶している。</p> <p><u>自動データ処理機械</u>は、符号化したデータを処理するものであり、符号は一定の文字セット（二進コード、ISO標準6ビットコード等）から成る。</p> <p>データの入力は、磁気テープ等のデータ媒体を使用することにより、又はオリジナルの書類を直接に読み取ること等により、通常は自動的に行われる。なお、キーボードによる手動式の入力装置を有することもあり、また、入力がある種の機器（例えば、測定器）により直接に行われることもある。</p> <p>入力データは、入力装置により機械によって使用することができる信号に変換され、記憶装置に記憶される。</p> <p>データ及びプログラムの一部は、磁気ディスク、磁気テープ等を利用した補助記憶装置に一時的に記憶されることがある。しかし、自動データ処理機械は、ある特定のプログラムの実行に際し直接にアクセスが可能で、かつ、処理用プログラム、翻訳プログラム及び現在実行中の処理に直接必要なデータを記憶</p>	<p>システムの形式のものがある。</p> <p>これらの機械は、データ処理の方式によりデジタル式、アナログ式又はハイブリッド式（デジタル・アナログ混合型）と称される。</p> <p>この項には、上記の自動データ処理機械のシステムを構成する<u>機器</u>で単独で提示されるものも含む。</p> <p>ただし、この項には、また、自動データ処理機械を自蔵し又はこれと連係して作動する機器で特定の機能を有するものを含まない。これらの機器は、当該特定の機能に基づいてその該当する項又はその他のものが該当する項に属する（84類の総説（E）参照）。</p> <p style="text-align: center;">( A ) <u>デジタル式自動データ処理機械</u></p> <p>この項の<u>デジタル式自動データ処理機械</u>は、この類の注5（A）（a）の要件を同時に満たすものでなければならない。すなわち、次の要件である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( 1 ) 处理用プログラム及びその実行に直接必要なデータを記憶すること。</li> <li>( 2 ) 使用者の必要に応じて異なるプログラムを受け入れることができること。</li> <li>( 3 ) 使用者が特定する算術計算を実行すること。</li> <li>( 4 ) 人の介入なしに、処理用プログラム（処理の進行中において論理判断によりその実行の変更を命令するもの）を実行すること。</li> </ul> <p>従って、固定プログラム（例えば、使用者が変更することができないプログラム）のみに基づいて作動する機械は、たとえ使用者が多数の固定プログラムの中からプログラムを選択できるものであっても、この項には属しない。</p> <p><u>デジタル式自動データ処理機械</u>は、記憶能力を有し、またジョブに応じて変更されるプログラムを記憶している。</p> <p><u>デジタル式の機械</u>は、符号化したデータを処理するものであり、符号は一定の文字セット（二進コード、ISO標準6ビットコード等）から成る。</p> <p>データの入力は、磁気テープ等のデータ媒体を使用することにより、又はオリジナルの書類を直接に読み取ること等により、通常は自動的に行われる。なお、キーボードによる手動式の入力装置を有することもあり、また、入力がある種の機器（例えば、測定器）により直接に行われることもある。</p> <p>入力データは、入力装置により機械によって使用することができる信号に変換され、記憶装置に記憶される。</p> <p>データ及びプログラムの一部は、磁気ディスク、磁気テープ等を利用した補助記憶装置に一時的に記憶されることがある。しかし、自動データ処理機械は、ある特定のプログラムの実行に際し直接にアクセスが可能で、かつ、処理用プログラム、翻訳プログラム及び現在実行中の処理に直接必要なデータを記憶</p>

## 関税率表解説改正

新	旧
<p>することができる容量を有する主記憶装置を有するものでなければならない。</p> <p>自動データ処理機械は、同一のハウジングに、中央処理装置、入力装置（例えば、キーボード及びスキャナー）及び出力装置（例えば、ディスプレー）を収納しているものからなるか、又は相互に接続する異なるユニットからなることがある。後者の場合、少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装置からなる場合は、「システム」を構成する（この類の号注1参照）。<u>相互接続は、有線又は無線の手段により行われる。</u></p> <p>完全な自動データ処理システムは、少なくとも次の機器により構成される。</p> <p>( 1 ) 中央処理装置：一般に、主記憶装置、論理演算装置及び制御装置から成るが、これらの装置が別床のユニットになっているものもある。</p> <p>( 2 ) 入力装置：入力データを受け入れて、それを機械が処理することができる信号に変更するもの</p> <p>( 3 ) 出力装置：処理機械から出力される信号を理解可能な形式（プリントした字句、グラフ、ディスプレイ等）に変更し又は更にデータ処理、制御等に使用するために符号化して変換するもの</p> <p>これらのうちの二種類の装置（例えば、入力装置及び出力装置）が結合されて一つのユニットを構成するものもある。</p> <p><u>完全な自動データ処理システムは、たとえ一以上の構成ユニットが単独で提示された場合には他の項に属することがあっても（下記（B）単独で提示される構成ユニット参照）、この項に分類される。</u></p> <p>これらのシステムには、データ伝送用端末装置としての遠隔入力装置及び遠隔出力装置も含む。</p> <p>入力装置及び出力装置のほか、このようなシステムには、例えば、中央処理装置の一以上の機能を拡張することにより、当該システムの能力を増大させるように設計された<u>ユニット</u>（下記（B）参照）も含む。<u>このユニットは、入力装置と出力装置（システムの両末端）の間に配置されるが、接続用又は変換用の機器（チャネルアダプター及びシグナルコンバーター）が入力装置の前又は出力装置の後に接続される場合もある。</u></p> <p>自動データ処理機械は、多方面の用途（例えば、工業、商業、科学的研究、公的機関又は私的企业）に使用される（自動データ処理機械と連係して作動する機械で、特定の機能を有するもの（この類の注5（E）参照）の分類についての84類関税率表解説総説（E）参照。）。</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p>	<p>することができる容量を有する主記憶装置を有するものでなければならない。</p> <p>デジタル式自動データ処理機械は、同一のハウジングに、中央処理装置、入力装置（例えば、キーボード及びスキャナー）及び出力装置（例えば、ディスプレー）を収納しているものからなるか、又は相互に接続する異なるユニットからなることがある。後者の場合、少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装置からなる場合は、「システム」を構成する（この類の号注1参照）。</p> <p>完全なデジタル式データ処理システムは、少なくとも次の機器により構成される。</p> <p>( 1 ) 中央処理装置：一般に、主記憶装置、論理演算装置及び制御装置から成るが、これらの装置が別床のユニットになっているものもある。</p> <p>( 2 ) 入力装置：入力データを受け入れて、それを機械が処理することができる信号に変更するもの</p> <p>( 3 ) 出力装置：処理機械から出力される信号を理解可能な形式（プリントした字句、グラフ、ディスプレイ等）に変更し又は更にデータ処理、制御等に使用するために符号化して変換するもの</p> <p>これらのうちの二種類の装置（例えば、入力装置及び出力装置）が結合されて一つのユニットを構成するものもある。</p> <p><u>これらのシステムのうち2種類以上が相互に接続され、例えばローカルエリアネットワーク（LAN）を構成することがある。</u></p> <p>これらのシステムには、データ伝送用端末装置としての遠隔入力装置及び遠隔出力装置も含む。</p> <p>入力装置及び出力装置のほか、このようなシステムには、例えば、中央処理装置の一以上の機能を拡張することにより、当該システムの能力を増大させるように設計された周辺機器（下記（D）参照）も含む。</p> <p><u>この周辺機器は、入力装置と出力装置（システムの両末端）の間に配置されるが、接続用又は変換用の機器（チャネルアダプター及びシグナルコンバーター）が入力装置の前又は出力装置の後に接続される場合もある。</u></p> <p>デジタル式データ処理機械は、多方面の用途（例えば、工業、商業、科学的研究、公的機関又は私的企业）に使用される（自動データ処理機械と連係して作動する機械で、特定の機能を有するもの（この類の注5（E）参照）の分類についての84類関税率表解説総説（E）参照。）。</p> <p style="text-align: center;">（B）アナログ式自動データ処理機械</p> <p><u>アナログ式データ処理機械において処理されるデータは、所定の範囲内の物理量（例えば、角運動又は電圧）である。データは、配電盤において作成され</u></p>

## 関税率表解説改正

新	旧
	<p>たプログラムに従って処理され、このプログラムは、ジョブに応じて変更される。</p> <p>アナログ式データ処理機械は、少なくとも次の要素により構成される。</p> <p>(1) アナログ演算要素</p> <p>( ) 加算器、積分器及び逆転器（回路網及び演算増幅器から成る。）</p> <p>( ) 掛算器</p> <p>( ) 関数発生器</p> <p>( ) 係数設定ポテンショメーター</p> <p>(2) 制御要素（調節可能なタイマー及び機械全体を制御する機構を有するもの）</p> <p>(3) プログラム要素：次の物品から成る。</p> <p>( ) プラグボード（一般に取外し可能である。）</p> <p>( ) パッチ盤（一般に取外し可能である。）</p> <p>アナログ式機械は、次の要素を自蔵することがある。</p> <p>(4) 入力機能を有する要素（サーボポテンショメータ設定器、関数発生設定器等）</p> <p>(5) 出力機能を有する要素（電圧計、オシロスコープ、ディジタル式電圧計等）</p> <p>上記の装置はすべて単一のハウジングに収納され、一つの自蔵式のユニットを構成している。</p> <p>このようなアナログ式自動データ処理機械には、次のような周辺機器が接続されることがある。</p> <p>( ) 曲線追従装置</p> <p>( ) グラフ作図機</p> <p>( ) タイムプロッター等</p> <p>従って、これらの周辺機器とアナログ式自動データ処理機械とは、アナログ式データ処理システムを構成する。</p> <p>これらの周辺機器は、上記(A)に記載したディジタル式データ処理システムの一部とみなす機器についての要件を満たす場合、当該システムの一部とみなす。アナログ式データ処理機械とは、計算式を模擬したモデルを作ることに使用され、その主な応用分野は科学研究、工業、宇宙活動等である。</p> <p>(C) ハイブリッド式（アナログ・ディジタル混合型）</p> <p>自動データ処理機械</p> <p>ハイブリッド式自動データ処理機械は、ディジタル演算要素を有するアナログ式自動データ処理機械又はアナログ演算要素を有するディジタル式自動データ処理機械である。</p> <p>(削除)</p>

## 関税率表解説改正

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>( B ) 単独で提示される構成ユニット</u></p> <p>この類の注 5 ( D ) 及び ( E ) の規定に従うことを条件として、この項には、データ処理システムを構成する個々のユニットで、単独で提示されるものも含む。これらには、個々のハウジングを持ったユニットの形式をとるものもあり、個々のハウジングを持たないもので機器に挿入（例えば、中央処理装置のメインボード上への挿入）するよう設計されたユニットの形式をとるものもある。当該構成ユニットは、完全なシステムの一部として、上記 ( A ) 若しくは下記において規定するものである。</p> <p><u>装置は、次の要件を満たす場合に限り、自動データ処理システムのユニットとして、この項に分類される。</u></p> <p>( a ) データ処理機能を有すること。</p> <p>( b ) この類の注 5 ( C ) に規定する次の要件を満たすこと。</p> <p>( ) 自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のものであること。</p> <p>( ) 中央処理装置に直接又は一以上の他のユニットを介して接続することができる。</p> <p>( ) 当該システムにおいて使用する形式の符号又は信号によるデータを受け入れ又は送り出すことができる。</p> <p>( c ) この類の注 5 ( D ) 及び ( E ) の規定により除外されないこと。</p> <p>この類の注 5 ( C ) の末尾部の規定に基づき、上記 ( b ) ( ) 及び ( ) の要件を満たすキーボード、X - Y 座標入力装置及びディスク記憶装置は、データ処理システムを構成するユニットとして分類する。</p> <p>データ処理以外の特定の機能を有するユニットは、当該機能に基づいてその所属を決定する。この場合において、該当する項がない場合には、その他のものの項に属する（この類の注 5 ( E ) 参照）。この類の注 5 ( C ) で規定された要件を満たさない又はデータ処理機能を有していない装置は、通則 1 及び必要に応じて通則 3 ( a ) を併せて適用し、当該装置の特性に従い分類する。</p>	<p>タ処理機械である。これらの種々の要素は、同一のハウジングにおいて結合される場合もあれば、別床のユニットから成りシステムを構成する場合もある。また、制御装置及びシグナルコンバーター（アナログからデジタルへ又はデジタルからアナログへ変換する。）から成る一以上のハイブリッド式インターフェースにより、アナログ式自動データ処理システムとデジタル式自動データ処理システムとが結合されたハイブリッド式データ処理システムもある。</p> <p style="text-align: center;"><u>( D ) 単独で提示される構成ユニット</u></p> <p>この項には、データ処理システムを構成する個々のユニットで、単独で提示されるものも含む。これらには、個々のハウジングを持ったユニットの形式をとるものもあり、個々のハウジングを持たないもので機器に挿入（例えば、中央処理装置のメインボード上への挿入）するよう設計されたユニットの形式をとるものもある。当該構成ユニットは、完全なシステムの一部として、上記 ( A ) 又は ( B ) 若しくは下記において規定するものである。</p> <p>ユニットは、データ処理機能を有し、次の要件を満たす場合には、完全なデジタル式データ処理システムの一部とみなす。</p> <p>( a ) 自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のものであること。</p> <p>( b ) 中央処理装置に直接又は一以上の他のユニットを介して接続することができる。</p> <p>( c ) 当該システムで使用される形式の符号又は信号によるデータを受け入れ又は送り出すことができる。</p> <p>データ処理以外の特定の機能を有するユニットは、当該機能に基づいてその所属を決定する。この場合において、該当する項がない場合には、その他のものの項に属する（この類の注 5 ( E ) 参照）。</p> <p>相互接続は、物質的方法（例えば、ケーブル）又は非物質的方法（例えば、無線又は光）により行われる。</p> <p>この類の注 5 ( D ) により、上記 ( b ) 及び ( c ) の要件を満たすプリンタ、キーボード、X - Y 座標入力装置及びディスク記憶装置は、データ処理シ</p>

## 関税率表解説改正

新	旧
<p>単独で提示される測定用又は検査用の装置で、適當な装置（例えば、シグナルコンバーター）を付加することにより自動データ処理機械に直接接続され得るものは、<u>自動データ処理システムのユニット</u>とはみなされず、これらはそれぞれ該当する項に属する。</p>	<p>システムを構成するユニットとして分類する。</p> <p>しかしながら、前記の規定は、84類注5の文脈全体の中で考慮されるべきであり、従って、この注の（B）の導入部により、この注の（E）の規定に従うことを条件として適用される。このように、自動データ処理機械と連係して作動するが、特殊な寸法、技術的能力及び特別なアプリケーションを有している、印刷産業又はグラフィック産業で特定の機能を行うように設計された（例えば、カラーの校正刷り）インクジェットプリンターは、特定の機能を有する機器として84.43項に分類される。</p> <p>更に、測定用又は検査用の装置で、適當な装置（例えば、シグナルコンバーター）を付加することにより自動データ処理機械に直接接続され得るものは、<u>自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの</u>とはみなされず、これらはそれぞれ該当する項に属する。</p> <p>装置は、次の要件を満たす場合に限り、自動データ処理システムのユニットとして、この項に分類される。</p> <p>( ) データ処理機能を有すること。</p> <p>( ) この類の注5（B）（この注の導入部を含む。）に規定する要件を満たすこと。</p> <p>( ) この類の注5（E）の規定により除外されないこと。</p> <p>この類の注5（B）で規定された要件を満たさない又はデータ処理機能を有していない装置は、通則1及び必要に応じて通則3（a）を併せて適用し、当該装置の特性に従い分類する。</p> <p>ユニットを構成するものには、処理されたデータを図形表示するための自動データ処理装置の表示装置が含まれる。これらは、第85.28項のビデオモニタ及びテレビジョン受像機とは下記の点を含め、いくつかの点において異なる。</p> <p>(1) 自動データ処理機械の表示装置は、自動データ処理機械の中央処理装置からの信号のみを受け入れることができる。従って、波形が放送用標準方式（NTSC、SECAM、PAL、D-MAC等）と一致する複合ビデオ信号からカラー画像を再生できない。表示装置は、データ処理システム特有のコネクター（例えば、RS-232Cインターフェース、DIN又はSUB-Dコネクター）で接続され、音声回路は有しない。これらは、自動データ処理機械の中央処理装置内に組み込まれた特別なアダプター（例えば、モノクロアダプター、グラフィックアダプター）によって制御される。</p> <p>(2) これらの表示装置の特徴は、電磁場放射が少ないとある。ディスプレイのピッチのサイズは、中解像度での0.41ミリメートルから始まり、解像度が増すごとに小さくなる。</p> <p>(3) この項の表示装置は、小さく明確な画像を表示するために、第85.28項の</p>

## 関税率表解説改正

新	旧
<p>このようなユニットには、中央処理装置、入力装置又は出力装置のほかに、次のようなものを含む。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(1) 補助記憶装置（中央処理装置に対する外部記憶装置で、磁気カードの読み取り装置、磁気又は光ディスク式記憶装置、自動テープロード・ライブラリー、光ディスクドライブライブラリー（光ディスクジャケットボックスといわれることがある）等）。このグループには、「財産的価値を有する形式機器」で、自動データ処理機械の内部に取り付けるもの又は外部で使用されるものも含む。これらの装置は、ディスク又はテープ用のドライブの形式のものがある。</p> <p>(2) 中央処理装置の処理能力増強用の補助装置（例えば、浮動小数点演算装置）</p> <p>(3) 制御用又は接続用の機器（例えば、中央処理装置に、入出力機器（例えば、USBハブ）を接続するものである。）。ただし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN））において通信するための制御用又は接続用の機器は、この項から除かれる（85.17）。</p>	<p>ビデオモニター及びテレビジョン受像機よりも小さいサイズのドット（ピクセル）と、高水準のコンバーゼンスを用いている（コンバーゼンスとは、隣接する点を乱すことなく陰極線管の表面の一点を励起することのできる電子銃の能力をいう。）。</p> <p>(4) この表示装置では、画像を作るために1秒間に何ドット送信できるかを決定するビデオ周波数（周波数帯）は、一般に、15メガヘルツ以上である。一方、第85.28項のビデオモニターの場合、一般に、周波数帯は6メガヘルツ以下である。表示装置の水平走査の周波数は、種々の表示モード用の標準により異なるが、一般に、15キロヘルツから155キロヘルツを超える。多くのものは複数の水平走査の周波数で使用可能である。第85.28項のビデオモニターの水平走査の周波数は、通常、使用するテレビジョンの標準方式によって15.6又は15.7キロヘルツに固定されている。更に、自動データ処理機械の表示装置は、公共放送に使用される国内又は国際放送の標準周波数や、専用テレビジョン用の標準周波数と一致して機能しない。</p> <p>(5) この項に含まれる表示装置は、傾き及び回転を調整するための機構、無光輝画面、ちらつかない画面並びにその他の長時間装置に接近して見ることができる特徴とする人間工学的設計を有している。</p> <p>このようなユニットには、中央処理装置、入力装置又は出力装置のほかに、次のようなものを含む。</p> <p>(1) 入力用又は出力用の補助機器（プリンター、グラフ作図機、入出力用端末装置等）</p> <p>(2) 補助記憶装置（中央処理装置に対する外部記憶装置で、磁気カードの読み取り装置、磁気又は光ディスク式記憶装置、自動テープロード・ライブラリー、光ディスクドライブライブラリー（光ディスクジャケットボックスといわれることがある）等）。このグループには、「財産的価値を有する形式機器」で、自動データ処理機械の内部に取り付けるもの又は外部で使用されるものも含む。これらの装置は、ディスク又はテープ用のドライブの形式のものがある。</p> <p>(3) 中央処理装置の処理能力増強用の補助装置（例えば、浮動小数点演算装置）</p> <p>(4) 制御用又は接続用の機器、例えば（中央処理装置に、他のデジタル式データ処理機械又はディスプレイ、遠隔端末装置等から成る入出力用機器を接続するものである。）</p> <p>このカテゴリーには、ローカルエリアネットワーク（LAN）内で、機器間の制御と直接情報伝達のために使用されるルータ、ブリッジ及びハブ並びにLANシステム内を循環するデータを受信、処理（再生及びタイミ</p>

## 関税率表解説改正

新	旧
<p>(4) シグナルコンバーター（入力用としては、外部信号を処理機械に理解できるようにするものであり、出力用としては、機械が行った処理結果の出力信号を外部で使用できる信号に変換するものである。）</p> <p>(5) X - Y 座標入力装置（自動データ処理機械に位置データを入力する装置）</p> <p>この装置には、マウス、ライトペン、ジョイスティック、トラックボール及びタッチセンサースクリーンを含む。これらの装置の共通の特性としては、入力はある固定点に対して相対的な位置を示したデータから成る又はそのようなデータと解釈される、ということである。これらの一般的な使用法は、キーボードのカーソルキーに代わるもの又は補うものとして、表示装置上のカーソルの位置を制御することである。</p> <p>このカテゴリーには、また、X - Y 座標軸入力装置で、曲線又はその他のいかなる幾何学的形状の座標をなぞり、入力することができるグラフィックタブレットを含む。この機器は、一般に、データ入力を可能にするための、表面にセンサーのある長方形のボード、描画のためのポインター又はペン及び拡大器が横木に取り付けられたものからなる。</p> <p>更に、このカテゴリーには、グラフィックタブレットと類似した機能を持つディジタイザーを含む。しかしながら、前者は、アプリケーションメニュー選択及びスクリーン上の対象物の操作のため並びにオリジナル作品及び描画の作成に使用されるのに対し、後者は、一般に、ハードコピーの形式で既に存在する描画を入力するのに使用される。ディジタイザーの指示装置は、様々な形状であるが、手持ちできるように小型でなくてはならず、ディジタイザーの（動的）感知領域内で動かされなければならない。十字線のカーソルが、最も通常の型である。</p>	<p>ングの調整）及び送信を行うリピーターを含む。このカテゴリーには、また、二つのデジタルシステム（例、二つの LAN）を相互に接続するために使用するチャンネルアダプターを含む。</p> <p>電話システム用のリピーターは、この項には属しない（85.17）。</p> <p>(5) シグナルコンバーター（入力用としては、外部信号を処理機械に理解できるようにするものであり、出力用としては、機械が行った処理結果の出力信号を外部で使用できる信号に変換するものである。）</p> <p>このカテゴリーには、LANで使用される光ファイバーコンバーターを含む。</p> <p>(6) X - Y 座標入力装置（自動データ処理機械に位置データを入力する装置）</p> <p>この装置には、マウス、ライトペン、ジョイスティック、トラックボール及びタッチセンサースクリーンを含む。これらの装置の共通の特性としては、入力はある固定点に対して相対的な位置を示したデータから成る又はそのようなデータと解釈される、ということである。これらの一般的な使用法は、キーボードのカーソルキーに代わるもの又は補うものとして、表示装置上のカーソルの位置を制御することである。例えば、マウスは、ボール及び2つの方向のボールの動きを検知するセンサーを有する。マウスを平面上で動かすと、ボールが回転する。センサーは、ボールの回転方向を二つの軸に沿った運動に置き換えて検知し、前後左右への運動の成分に対応するX - Y 座標軸の成分として出力される。加えて、マウスは、典型的なキーボード上のキーを押すのと同様に指示選択に使用することができる多数のボタンを有している。</p> <p>このカテゴリーには、また、X - Y 座標軸入力装置で、曲線又はその他のいかなる幾何学的形状の座標をなぞり、入力することができるグラフィックタブレットを含む。この機器は、一般に、データ入力を可能にするための、表面にセンサーのある長方形のボード、描画のためのポインター又はペン及び拡大器が横木に取り付けられたものからなる。</p> <p>更に、このカテゴリーには、グラフィックタブレットと類似した機能を持つディジタイザーを含む。しかしながら、前者は、アプリケーションメニュー選択及びスクリーン上の対象物の操作のため並びにオリジナル作品及び描画の作成に使用されるのに対し、後者は、一般に、ハードコピーの形式で既に存在する描画を入力するのに使用される。ディジタイザーの指示装置は、様々な形状であるが、手持ちできるように小型でなくてはならず、ディジタイザーの（動的）感知領域内で動かされなければならない。十字線のカーソルが、最も通常の型である。</p>

## 関税率表解説改正

新	旧
<p>( ) データ転記用機械（データをデータ媒体に符号化して転記するものに限る。）、データ処理機械（符号化したデータを処理するものに限る。）及び磁気式又は光学式の読み取り機（他の項に該当するものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>( A ) 磁気式又は光学式の読み取り機</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>( B ) データ転記用機械（データをデータ媒体に符号化して転記するものに限る。）</p> <p>このグループには、次の機器を含む。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>( 1 ) 符号化した情報をある媒体から他の媒体に転記する機械：これらの機械は、符号化した情報をある種のデータ媒体から異種のデータ媒体に又は同種の他のデータ媒体に転記するために使用される。後者の範疇には、<u>新しいテープ</u>又はディスクにマスター・テープ、磁気又は光ディスク（例えば、D V D、C D - R O M）のデータの全部又は一部を転記するために使用される複写機を含む。</p> <p>( 2 ) 集積回路に固定のプログラムを書き込むための機械（プログラマー）：この機械は、内部メモリーに内蔵してあるデータをコードの形で集積回路に転写するためのものである。そして、プログラムされる集積回路の種類に適した種々の技法により情報を一以上の集積回路に焼き付ける。</p> <p>ある種のものは、付加的な特徴（エミュレーター）を有するものがあり、実際に集積回路にプログラムを行う前にプログラムのできる結果を写したり、機能させることができる。</p>	<p>( ) データ転記用機械（データをデータ媒体に符号化して転記するものに限る。）、データ処理機械（符号化したデータを処理するものに限る。）及び磁気式又は光学式の読み取り機（他の項に該当するものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>( A ) 磁気式又は光学式の読み取り機</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>( B ) データ転記用機械（データをデータ媒体に符号化して転記するものに限る。）</p> <p>このグループには、次の機器を含む。</p> <p><u>( 1 ) 磁気テープエンコーダー</u>：これらの機器はデータ処理サイクルの最初の操作を行うものであり、事後の処理作用において使用されるデータを符号（磁気スポット等）にして転記するために使用される。</p> <p>これらの機器のほとんどは手動操作のキーボードを有しているが、磁気式若しくは光学式の読み取り機又は他の適当な機器から来る電気パルス信号の型式による情報を受け入れるものもある。</p> <p><u>( 2 ) 検査機</u>：これらは、各種のデータ媒体に符号化して転記されたデータの正確さを検査するために使用する機器である。</p> <p><u>( 3 ) 符号化した情報をある媒体から他の媒体に転記する機械</u>：これらの機械は、符号化した情報をある種のデータ媒体から異種のデータ媒体に又は同種の他のデータ媒体に転記するために使用される。後者の範疇には、<u>新しいテープ</u>、ディスク又はC D - R O Mにマスター・テープ、マスター・ディスク又はマスターC D - R O Mのデータの全部又は一部を転記するために使用される複写機を含む。</p> <p><u>( 4 ) 集積回路に固定のプログラムを書き込むための機械（プログラマー）</u>：この機械は、内部メモリーに内蔵してあるデータをコードの形で集積回路に転写するためのものである。そして、プログラムされる集積回路の種類に適した種々の技法により情報を一以上の集積回路に焼き付ける。</p> <p>ある種のものは、付加的な特徴（エミュレーター）を有するものがあり、実際に集積回路にプログラムを行う前にプログラムのできる結果を写したり、機能させることができる。</p>

## 関税率表解説改正

新	旧
(削除)	<p><u>(C) データの処理用、解読用又は結果明示用の機器</u>  <u>このカテゴリーには、次の機器を含む。</u></p> <p><u>(1) 計算機：機械に供給されるデータ媒体上の符号化したデータについて、</u>  <u>ある程度の複雑な算術計算を自動的に行い、その結果を符号の形式で表示</u>  <u>する機器である。</u></p> <p><u>(2) 読取機：データ媒体上のデータを解読する機器、とりわけ、データ媒体</u>  <u>上の符号化された情報に対応するデータの全部又は一部を解読し、印字す</u>  <u>る機械である。</u></p>
部分品及び附属品  部分品の所属に関する一般的規定（16部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機械の部分品及び附属品は、84.73項に属する。  * * *	<p>部分品及び附属品  部分品の所属に関する一般的規定（16部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機械の部分品及び附属品は、84.73項に属する。  * * *</p>
この項には、次の物品を含まない。  (削除)	<p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p><u>(a) カード又は帳票を単なる索引のためにせん孔し又は切り欠く機械 (84.72)</u>  <u>)</u>  <u>(b) 電源用機器 (一般に、85.04)</u>  <u>(c) 変復調装置 (モデム) : これは自動データ処理機械から得られた情報を、電話回線網を通じて伝送することができるよう変調し、次に元のデジタル信号に復調する機器である。 (85.17)</u>  <u>(d) 中央処理装置 (マイクロプロセッサーと呼ばれるもの)、記憶装置等として使用される集積回路及び超小形組立 (85.42)</u>  <u>(e) フライトシミュレーター (例えば、88.05)</u>  * * *</p>
号の解説  8471.30  <u>この号には、携帯用の自動データ処理機械で、重量が10キログラム以下のものを含む。これらの機械は、フラットスクリーンを有し、外部の電源を必要とすることなく操作することができるもの、ネットワークによる接続を行うためのモデム又はその他の機器を有するものもある。</u>	<p>号の解説  8471.30  <u>この号には、携帯用のディジタル式自動データ処理機械で、取っ手付きのものもあり、重量が10キログラム以下のものである。これらの機械は、フラットスクリーンを有し、外部の電源を必要とすることなく操作することができるもの、ネットワークによる接続を行うための音響モデルを有するものもある。</u></p>

## 関税率表解説改正

新	旧
<p>8471.90</p> <p>特に、この号は、通常、キーボード、ディスプレイ、光ディスクドライブ、スキャナー、プリンターから成る光ディスクファイリングシステムを含む。これらシステムには、コントローラーとして自動データ処理機械を含むことがあり、光ディスクファイリングシステムは、自動データ処理機械によってアクセスし、コントロールができるように作られており、通常、次の機能がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 電子スキャンされたイメージの記録</li> <li>- ファイリング</li> <li>- 検索</li> <li>- 表示</li> <li>- 普通紙への印刷</li> </ul> <p style="text-align: center;">(削除)</p>	<p>8471.90</p> <p>特に、この号は、通常、キーボード、ディスプレイ、光ディスクドライブ、スキャナー、プリンターから成る光ディスクファイリングシステムを含む。これらシステムには、コントローラーとして自動データ処理機械を含むことがあり、光ディスクファイリングシステムは、自動データ処理機械によってアクセスし、コントロールができるように作られており、通常、次の機能がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 電子スキャンされたイメージの記録</li> <li>- ファイリング</li> <li>- 検索</li> <li>- 表示</li> <li>- 普通紙への印刷</li> </ul> <p style="text-align: center;"><u>光ディスクは、文書及び図表のような種々の情報を記録する媒体として光ディスクファイリングに用いられており、これは、膨大な情報を保持することができ、記録した情報の中から特定の情報を短期間に簡潔に検索し、出力することができます。</u></p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>84.72 その他の事務用機器（例えば、臘写機、あて名印刷機、自動紙幣支払機、硬貨分類機、硬貨計数機、硬貨包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びステープル打ち機）</p> <p style="text-align: center;">(省 略) (削 除) (省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>( a ) ディクテーティングマシンその他の録音機又は音声再生機 (85.19)</p> <p>( b ) (省 略)</p> <p>( c ) <u>84.43項</u>の機器の部分品又は附属品であるソ - タ -</p> <p>( d ) ~ ( e ) (省 略)</p>	<p>84.72 その他の事務用機器（例えば、臘写機、あて名印刷機、自動紙幣支払機、硬貨分類機、硬貨計数機、硬貨包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びステープル打ち機）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><u>8472.20 - あて名印刷機及びアドレスプレートの型押し機械</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>( a ) ディクテーティングマシンその他の録音機又は音声再生機 (85.19<u>又は</u>85.20)</p> <p>( b ) (省 略)</p> <p>( c ) <u>90.09項</u>の機器の部分品又は附属品であるソ - タ -</p> <p>( d ) ~ ( e ) (省 略)</p>
<p>84.73 第84.69項から第84.72項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>( 1 ) ~ ( 8 ) (省 略)</p> <p>( 9 ) メモリーモジュール（例えば、S I M M s ( Single In-line Memory Modules ) 及びD I M M s ( Dual In-line Memory Modules ) ）：自動データ処理機械に専ら又は主として使用するもので、<u>85類注8 ( b ) ( )</u>に規定する個別の部品から構成されず、かつ、個別の機能を有しないもの</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>( a ) ~ ( d ) (省 略)</p> <p>( e ) 集積回路 (85.42)</p> <p>( f ) ~ ( g ) (省 略)</p>	<p>84.73 第84.69項から第84.72項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>( 1 ) ~ ( 8 ) (省 略)</p> <p>( 9 ) メモリーモジュール（例えば、S I M M s ( Single In-line Memory Modules ) 及びD I M M s ( Dual In-line Memory Modules ) ）：自動データ処理機械に専ら又は主として使用するもので、<u>85類注5 ( B ) ( c )</u>に規定する個別の部品から構成されず、かつ、個別の機能を有しないもの</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>( a ) ~ ( d ) (省 略)</p> <p>( e ) 集積回路及<u>び</u>超小形組立 (85.42)</p> <p>( f ) ~ ( g ) (省 略)</p>

## 関税率表解説改正

新	旧
<p>84.77 ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械（この類の他の項に該当するものを除く。）</p> <p>（省 略）</p> <p><u>ただし、この項には半導体の組立て用の封止装置は含まない（84.86）。</u></p>	<p>84.77 ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械（この類の他の項に該当するものを除く。）</p> <p>（省 略）</p> <p>（新 規）</p>

## 関税率表解説改正

新	旧
<p>84.79 機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">( ) はん用性の機械類</p> <p>このグループには、例えば、次の物品を含む。</p> <p>(1) ~ (6) (省 略)</p> <p>(7) はん用性の産業用ロボット：産業用ロボットは、一定の定められた運動を繰り返し実行するようにプログラムできる自動機械である。産業用ロボットは、センサーを使用することにより作業場内の情報を得て、それを分析することができ、これにより作業場内における行動様式に変化を持たせることができる。</p> <p>産業用ロボットには、土台に水平に又は垂直に取り付けられた人間の腕に匹敵する多関節式の構造体及びその先端に取り付けられた可動式ホルダー（ツールホルダーを保持するためのもの）から成るものがある（いわゆる垂直ロボット）。また、垂直軸上を移動する直線状構造物のものもあり、そのホルダーは水平軸上を動く作業装置の先端部を構成している（水平ロボット）。これらはいずれもはりに取り付けられることもある（ビームロボット）。</p> <p>これらの装置の個々の部分は、電動機、液圧システム又はニューマチックシステムにより作動する。</p> <p>作業用ロボットは、溶接、塗装、荷扱い、積込み、荷卸し、切断、組立、金属のトリミング等の幅広い用途に供される。ロボットは、劣悪な作業環境（有毒物質、ほこり等）及び困難な作業（重量物の運搬、単調な繰返し作業等）において人間にとて代わりつつある。また、これらの幅広い適用性のため、ロボットには特定の作業用に特に設計したツールホルダーと工具とが装備される（例えば、はさみ装置、握り装置及び溶接ヘッド）。</p> <p>この項には、単に工具を交換することにより各種作業を行えるような産業用ロボットのみを含む。この項には、特定の機能だけを果たすように特に設計されたものを含まない。それらは、それぞれの機能に応じて該当する各項に属する（例えば、<u>84.24、84.28、84.86又は85.15</u>）。</p> <p style="text-align: center;">( ) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">( ) その他の種々の機械類</p>	<p>84.79 機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">( ) はん用性の機械類</p> <p>このグループには、例えば、次の物品を含む。</p> <p>(1) ~ (6) (省 略)</p> <p>(7) はん用性の産業用ロボット：産業用ロボットは、一定の定められた運動を繰り返し実行するようにプログラムできる自動機械である。産業用ロボットは、センサーを使用することにより作業場内の情報を得て、それを分析することができ、これにより作業場内における行動様式に変化を持たせることができる。</p> <p>産業用ロボットには、土台に水平に又は垂直に取り付けられた人間の腕に匹敵する多関節式の構造体及びその先端に取り付けられた可動式ホルダー（ツールホルダーを保持するためのもの）から成るものがある（いわゆる垂直ロボット）。また、垂直軸上を移動する直線状構造物のものもあり、そのホルダーは水平軸上を動く作業装置の先端部を構成している（水平ロボット）。これらはいずれもはりに取り付けられることもある（ビームロボット）。</p> <p>これらの装置の個々の部分は、電動機、液圧システム又はニューマチックシステムにより作動する。</p> <p>作業用ロボットは、溶接、塗装、荷扱い、積込み、荷卸し、切断、組立、金属のトリミング等の幅広い用途に供される。ロボットは、劣悪な作業環境（有毒物質、ほこり等）及び困難な作業（重量物の運搬、単調な繰返し作業等）において人間にとて代わりつつある。また、これらの幅広い適用性のため、ロボットには特定の作業用に特に設計したツールホルダーと工具とが装備される（例えば、はさみ装置、握り装置及び溶接ヘッド）。</p> <p>この項には、単に工具を交換することにより各種作業を行えるような産業用ロボットのみを含む。この項には、特定の機能だけを果たすように特に設計されたものを含まない。それらは、それぞれの機能に応じて該当する各項に属する（例えば、<u>84.24、84.28又は85.15</u>）。</p> <p style="text-align: center;">( ) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">( ) その他の種々の機械類</p>

## 関税率表解説改正

新	旧
<p>このグループには、次の物品を含む。</p> <p>( 1 ) ~ ( 8 ) (省 略)</p> <p>( 9 ) <u>基材に写真用感光剤を塗布する機械 (84.86項の機械を除く)</u></p> <p>(10) ~ (23) (省 略)</p> <p>(24) <u>金属製の部分品その他の種々の物品の超音波洗浄装置：完成品の場合（全体が同一のハウジング内に組み込まれているか又は別床のユニットになっているかを問わない。）、高周波発振機、一個又は数個の変換器（振動子）及び洗浄用タンクから成り、これらがすべてそろって又はタンクなしで提示される。この項には、これらの装置用の超音波変換器（振動子）を含む。専ら又は主として半導体ウエハー又はフラットディスプレイパネルの洗浄に使用される超音波装置及び超音波変換器（振動子）は除かれる（84.86）。</u></p> <p>(25) ~ (28) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">( 削 除 )</p> <p>(29) <u>業務用床磨き機：ホテル、モーテル、病院、事務所、レストラン及び学校等の施設（住宅を除く。）において使用されるように設計されたじゅうたんの清浄用の機器（ドライクリーニング用のものを除く。）は84.51項に属する。</u></p> <p>(30) <u>蒸発式空気冷却装置</u></p> <p>(31) <u>ウォータージェット切断機械（Water-jet cutting machines）及びウォーターアブラシブジェット切断機械（Water-abrasive-jet cutting machines）：これらは、一般的に音速の2倍から3倍の速さで、水又は微細な研磨剤を混合した水の細流を用いて、材質を切断するよう設計された機械である。これらは、3,000気圧から4,000気圧の圧力により操作され、種々の材質に、多種の精密な切断を施すことができる。ウォータージェット切断機械は、一般的に、柔らかい材質（ラバーフォーム（form）、軟質ゴム、ガスケット材、箔等）に使用される。ウォーターアブラシブジェット切断機械は、一般的に、硬い材質（工具鋼、硬質ゴム、複合材、石、ガラス、アルミニウム、ステンレス鋼等）に使用される。</u></p> <p><u>この項は、また半導体を組み立てるための封止装置を除く（84.86）。</u></p> <p style="text-align: center;">部 分 品</p> <p>部分品の所属に関する一般的規定（16部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機械類の部分品（他の項（特に84.80項）に属しない型を含む。）は、この項に属する。</p>	<p>このグループには、次の物品を含む。</p> <p>( 1 ) ~ ( 8 ) (省 略)</p> <p>( 9 ) <u>基材に写真用感光剤を塗布する機械</u></p> <p>(10) ~ (23) (省 略)</p> <p>(24) <u>金属製の部分品その他の種々の物品の超音波洗浄装置：完成品の場合（全体が同一のハウジング内に組み込まれているか又は別床のユニットになっているかを問わない。）、高周波発振機、一個又は数個の変換器（振動子）及び洗浄用タンクから成り、これらがすべてそろって又はタンクなしで提示される。この項には、これらの装置用の超音波変換器（振動子）を含む。</u></p> <p>(25) ~ (28) (省 略)</p> <p>(29) <u>業務用真空掃除機</u></p> <p>(30) <u>業務用床磨き機：ホテル、モーテル、病院、事務所、レストラン及び学校等の施設（住宅を除く。）において使用されるように設計されたじゅうたんの清浄用の機器（ドライクリーニング用のものを除く。）は84.51項に属する。</u></p> <p>(31) <u>蒸発式空気冷却装置</u></p> <p>(32) <u>ウォータージェット切断機械（Water-jet cutting machines）及びウォーターア布拉シブジェット切断機械（Water-abrasive-jet cutting machines）：これらは、一般的に音速の2倍から3倍の速さで、水又は微細な研磨剤を混合した水の細流を用いて、材質を切断するよう設計された機械である。これらは、3,000気圧から4,000気圧の圧力により操作され、種々の材質に、多種の精密な切断を施すことができる。ウォータージェット切断機械は、一般的に、柔らかい材質（ラバーフォーム（form）、軟質ゴム、ガスケット材、箔等）に使用される。ウォーターア布拉シブジェット切断機械は、一般的に、硬い材質（工具鋼、硬質ゴム、複合材、石、ガラス、アルミニウム、ステンレス鋼等）に使用される。</u></p> <p style="text-align: center;">( 新 規 )</p> <p style="text-align: center;">部 分 品</p> <p>部分品の所属に関する一般的規定（16部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機械類の部分品（他の項（特に84.80項）に属しない型を含む。）は、この項に属する。</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>84.80 金属铸造用铸型枠、铸型ベース、铸造用バターン及び金属、金属炭化物、ガラス、鉱物性材料、ゴム又はプラスチックの成形用の型（金属インゴット用のものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)～(e) (省略)</p> <p><u>(f) 半導体装置の製造のための成型用の型 (84.86)</u></p> <p><u>(g) レコード製造用の原盤及びマスター (85.23)</u></p> <p><u>(h) 上記(a)から(g)に掲げる物品のほか、この項に記載してある材料以外の成形を行うプレスその他の機械に使用する型（それを使用する機械の部分品として該当する項に属する。）</u></p>	<p>84.80 金属铸造用铸型枠、铸型ベース、铸造用バターン及び金属、金属炭化物、ガラス、鉱物性材料、ゴム又はプラスチックの成形用の型（金属インゴット用のものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)～(e) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(新規)</p> <p><u>(f) レコード製造用の原盤及びマスター (85.24)</u></p> <p><u>(g) 上記(a)から(f)に掲げる物品のほか、この項に記載してある材料以外の成形を行うプレスその他の機械に使用する型（それを使用する機械の部分品として該当する項に属する。）</u></p>
<p>84.84 ガスケットその他のこれに類するジョイント（他の材質と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。）、材質の異なるガスケットその他これに類するジョイントをセットにし又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの及びメカニカルシール</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)～(b) (省略)</p> <p>(c) オイルシールリング (<u>84.87</u>)</p>	<p>84.84 ガスケットその他のこれに類するジョイント（他の材質と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。）、材質の異なるガスケットその他これに類するジョイントをセットにし又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの及びメカニカルシール</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)～(b) (省略)</p> <p>(c) オイルシールリング (<u>84.85</u>)</p>

## 関税率表解説改正

新	旧 (新規)
<p><b>84.86 半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの製造に専ら又は主として使用する機器、第84類の注9(C)の機器並びに部分品及び附属品</b></p> <p>8486.10 - 半導体ボール又は半導体ウエハー製造用の機器</p> <p>8486.20 - 半導体デバイス又は集積回路製造用の機器</p> <p>8486.30 - フラットパネルディスプレイ製造用の機器</p> <p>8486.40 - 第84類の注9(C)の機器</p> <p>8486.90 - 部分品及び附属品</p> <p>この項には、半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの製造に専ら又は主として使用する種類の機器を含む。ただし、この項には測定機器、検査機器、化学分析用の機器等を含まない(90類)。</p> <p>(A) 半導体ボール又は半導体ウエハーの製造用の機器 このグループは、次のような、半導体ボール又は半導体ウエハーの製造用の機器を含む。</p> <p>(1) シリコンロッドをゾーンメルティングにより精錬するための部分溶融炉(One-melt furnaces)、ウエハー表面の酸化のための酸化炉(oxidation furnaces)及び不純物をウエハーに添加するための拡散炉(diffusion furnaces)。</p> <p>(2) 結晶引上装置(Crystal growers and pullers)：切断しウエハーにするための高純度の単結晶半導体ボールの製造に使用する。</p> <p>(3) 結晶研削機(Crystal grinders)：結晶ボールをウエハーにするため正確な直径に研削し、かつ、結晶の伝導性と抵抗率を示すようボールの表面を研削する。</p> <p>(4) ウエハーカット装置(Wafer slicing saws)：単結晶半導体材料のボールをウエハーに切断する。</p> <p>(5) ウエハー研削機(Wafer grinders)、ラッピング装置(lappers)及び研磨機：拡散工程に向け、半導体ウエハーを調整する。これは、寸法の許容範囲内にウエハーを成形することを含む。特に表面の平坦さを重視する。</p> <p>(6) 化学的機械的研磨装置(Chemical mechanical polishers (CMP))：この装置は、機械的に磨くことと化学的な除去の両方を利用し、ウエハーを平坦にし、研磨する。</p> <p>(B) 半導体デバイス又は集積回路製造用の機器</p>	

## 関税率表解説改正

新	旧
<p>このグループは、次のような、半導体デバイス又は集積回路製造用の機器を含む。</p> <p>( 1 ) 薄膜形成装置 ( Film formation equipment ) : 拡散工程の間、ウエハー表面に各種の薄膜を塗布又は形成する。これらの薄膜は、完成したデバイス上の導体、絶縁体及び半導体として機能する。これらの薄膜には、基板表面の酸化物及び窒化物、金属並びにエピタキシャル層を含む。この工程と、次に挙げられる機器は、特定の種類の薄膜の形成に限定されるべきものでないものがある。</p> <p>( a ) 酸化炉 ( Oxidation furnaces ) : ウエハー上に酸化物の「薄膜」を形成する。酸化薄膜は、高温下で酸素又は水蒸気によりウエハーの最上部の分子層と化学反応させて形成する。</p> <p>( b ) 化学的気相成長装置 ( Chemical Vapour Deposition ( CVD ) equipment ) : 適切な組成の気体を、温度管理された反応炉で晒すことにより、各種の薄膜を蒸着する。これは、熱化学気相反応を生成する。これらの操作は、大気圧又は低圧で行うこと（減圧化学的気相成長（LPCVD））や、プラズマによる反応の促進を使用すること（プラズマ化学的気相成長（PECVD））もある。</p> <p>( c ) 物理的気相成長装置 ( Physical Vapour Deposition ( PVD ) equipment ) : 固体を気化し形成する各種の薄膜を蒸着する。例えば、次のようなものがある。</p> <p>( 1 ) 真空蒸着装置 ( Evaporation equipment ) : 材料を加熱することにより薄膜を形成する。</p> <p>( 2 ) スパッタリング装置 ( Sputtering equipment ) : イオンを材料（ターゲット）に衝突させ（材料を）飛散させることにより薄膜を形成する。</p> <p>( d ) 分子線エピタキシ装置 ( Molecular Beam Epitaxy ( MBE ) equipment ) : 分子のビームを使用し超高真空中で加熱した単結晶基板上でエピタキシャル層を成長させる。この工程は PVD に類似する。</p> <p>( 2 ) ドーピング装置 : 半導体層の伝導性又はその他の性質を修正するため、次のように、不純物をウエハー表面に注入する。</p> <p>( a ) 热拡散装置 : 高温のガスに晒し、ウエハーの表面に不純物を注入する。</p> <p>( b ) イオン打ち込み ( Ion Implantation ) : 加速したイオンビームを用いてウエハー表面の結晶格子構造にドーパントを打ち込む。</p> <p>( c ) 焼きなまし炉 ( Annealing furnaces ) : イオン打ち込みにより損傷したウエハーの結晶格子構造を修理する。</p>	

## 関税率表解説改正

新	旧
<p>( 3 ) エッティング及びレジスト剥離装置 ( Etching and stripping equipment )  <u>: 次のように、ウエハー表面のエッティング又は洗浄に使用する。</u></p> <p>( a ) ウェットエッティング装置 : 吹き付け又は浸漬により化学的エッティング材料を塗布する。スプレー-エッティング装置 ( 吹き付け ) は、一のウエハーの作業を一度に行うため、エッティング槽 ( 浸漬 ) より均一な結果となる。</p> <p>( b ) ドライプラズマエッティング : プラズマエネルギー領域内にエッティング材料をガス状で送り、エッティング材料を異方性のエッティング形状に加工する。ドライエッティング装置 ( Dry-etchers ) は、半導体ウエハーから薄膜材料を除去するガス状プラズマを形成する各種の異なる方法を使用する。</p> <p>( c ) イオンビーム加工装置 ( Ion beam milling equipment ) : ウエハー表面へ、イオン化した気体原子を加速して照射する。その衝撃はウエハー表面の最上層を物理的に除去する。</p> <p>( d ) ストリッパー ( Strippers ) 又はアッシャー ( ashers ) : エッティングと類似した技術を使用し、「型板」として使った後、不要となったフォトレジストをウエハー表面から除去する。この機器は、異方性のエッティング形状から窒化物、酸化物及び多結晶シリコンも除去できる。</p> <p>( 4 ) リソグラフィ装置 : 次のように、半導体ウエハーのフォトレジストで被覆された表面に回路図を転写する。</p> <p>( a ) フォトレジストでウエハーを被覆する装置 : この装置には、ウエハーの表面に均一に液状のフォトレジストを塗布する回転塗布装置 ( photoresist spinners ) を含む。</p> <p>( b ) 回路図をフォトレジストで被覆したウエハーに露光する装置 ( 又は部分品 )。</p> <p>( ) マスク又はレチクルの使用及び光 ( 通常は紫外線 ) 又は X 線でのフォトレジストへの照射 ( 露光 )。</p> <p>( a ) コンタクトプリンター : 露光中、マスク又はレチクルはウエハーに接触する。</p> <p>( b ) プロキシミティアライナー : マスク又はレチクルとウエハーの間に実際の接触がないことを除いて、コンタクト・アライナーに類似する。</p> <p>( c ) スキャニングアライナー : マスクとウエハーの隙間を連続して移動しながら露光する投影技術を使用する。</p> <p>( d ) ステップアンドリピートアライナー ( Step and repeat aligners ) : 一度毎にウエハーの一部分を露光する投影技術を使用する。マ</p>	

## 関税率表解説改正

新	旧
<p>スクからウエハーに、縮小又は1：1の大きさで露光する。強力なものにはエキシマレーザーを使用するものも含む。</p> <p>( ) ウエハー上に直接描画する装置：これらの装置は、マスク又はレチクルなしで作動する。これらは、自動データ処理機械で制御された「ライティングビーム」（例えば、電子ビーム（Eビーム）、イオンビーム又はレーザー）を使用し、フォトレジストで被覆したウエハー上に直接回路を描画する。</p> <p>( 5 ) 露光したウエハーを現像する装置：この装置は、写真の現像、焼付けその他の処理で利用するものと同様の化学用の槽を含む。</p> <p>この項は、また、次のものを含む。</p> <p>( ) フォトレジストで基板又はウエハーを回転塗布で覆う遠心機。</p> <p>( ) エッチレジストインクで絶縁基板に印刷するスクリーンプリンター</p> <p>—</p> <p>( ) ウエハーをチップに分割するレーザースクライビング機器。</p> <p>( ) ウエハーダイシングソー</p> <p>( C ) フラットパネルディスプレイ製造用の機器</p> <p>このグループには、基板のフラットパネルへの組立てを含む。しかしながら、ガラスの製造又は印刷回路基板その他の電子部品のフラットパネル上への組立ては含まない。</p> <p>この項は、フラットパネルディスプレイ製造用の次のような機器を含む。</p> <p>( 1 ) エッティング、現像、剥離又は洗浄用の装置</p> <p>( 2 ) 回路図の投影、描画又はめっき用の装置</p> <p>( 3 ) 遠心式スピンドライヤー又はその他の乾燥装置</p> <p>( 4 ) 写真乳剤で被覆するために設計された機器（スピナー）</p> <p>( 5 ) ドーピング（不純物注入）用イオン打ち込み機</p> <p>( 6 ) 拡散、酸化、焼きなまし又は急速加熱用の炉及びその他の装置</p> <p>( 7 ) 化学的気相成長（CVD）装置及び物理的気相成長（PVD）装置</p> <p>( 8 ) 研削及び研磨用の機器</p> <p>( 9 ) 切断加工（sawing, scribing又はscoring）用の機器</p> <p>( D ) この類の注9（C）の機器</p> <p>このグループは、専ら又は主として次に使用する種類の機器を含む。</p> <p>( 1 ) マスク又はレチクルの製造又は修理（例えば、フォトマスクの露光による加工装置（フォトプロッター）及びマスク又はレチクルの修理のためのイオン加工機器）</p>	

## 関税率表解説改正

新	旧
<p>( 2 ) 半導体デバイス又は集積回路の組立て。例えば、次のようなものがある</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>( a ) レーザー加工機器：完成したモノリシック集積回路又は個別の半導体部品のプラスチックのケーシングを加工する。</u></li> <li><u>( b ) 封止装置：チップの周囲のプラスチック材料に圧力をかけることによりチップをプラスチックでケーシングする。</u></li> <li><u>( c ) ワイヤボンダー：超音波又は電気加圧溶接によりモノリシック集積回路の接点に金線を溶接する。</u></li> <li><u>( d ) ウエハーバンピング：ダイシング前に、ウエハー全体に接点を形成する。</u></li> </ul> <p>( 3 ) ボール、ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの持上げ、荷扱い、積込み又は荷卸し（例えば、半導体ウエハー、ウエハーカセット、ウエハーボックスその他の半導体デバイス用の物質の運搬、荷扱い及び保管のための A M H ( automated material handling ) 機器）</p> <p style="text-align: center;">( E ) 部品及び附属品</p> <p><u>部分品の所属に関する一般規定（16部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機器の部品及び附属品は、この項に属する。したがってこの項に属する部分品及び附属品は、この項の機器に専ら又は主として使用する工作物保持具又はツールホルダーその他の附属品を含む。</u></p>	

## 関税率表解説改正

新	旧
<p><b>84.87 機械類の部分品（接続子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品を有するもの及びこの類の他の項に該当するものを除く。）</b></p> <p><u>8487.10 - 船舶のプロペラ及びその羽根</u>  <u>8487.90 - その他のもの</u></p> <p>この項には、機械類の部分品のうち次に掲げるものを除くほか、電気式でない物品のすべてを含む。</p> <p>( a ) ~ ( b ) (省 略)</p> <p>( c ) この表の他の項において、より特殊な限定をして記載をしている部分品及び16部の注1又は84類の注1の規定により除外される部分品（例えば、伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチングでプラスチック製のもの（39類）、伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチングで加硫ゴム製のもの（40.10）、その他の部分品で加硫ゴム（硬質ゴムを除く。）製のもの（40.16）、革製又はコンポジションレザー製の部分品（42.05）、伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチングで紡織用纖維製のもの（59.10）、紡織用纖維製のその他の機械部分品（59.11）、陶磁製又はガラス製の部分品（69類又は70類）、天然、合成又は再生の貴石又は半貴石のみで製造した機械部分品（71類）、15部の注2のねじ、鎖、ばねその他のはん用性の部分品並びにブラシ（96.03））</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p><b>84.85 機械類の部分品（接続子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品を有するもの及びこの類の他の項に該当するものを除く。）</b></p> <p><u>8485.10 - 船舶のプロペラ及びその羽根</u>  <u>8485.90 - その他のもの</u></p> <p>この項には、機械類の部分品のうち次に掲げるものを除くほか、電気式でない物品のすべてを含む。</p> <p>( a ) ~ ( b ) (省 略)</p> <p>( c ) この表の他の項において、より特殊な限定をして記載をしている部分品及び16部の注1又は84類の注1の規定により除外される部分品（例えば、伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチングでプラスチック製のもの（39類）、伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチングで加硫ゴム製のもの（40.10）、その他の部分品で加硫ゴム（硬質ゴムを除く。）製のもの（40.16）、革製又はコンポジションレザー製の部分品（42.04）、伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチングで紡織用纖維製のもの（59.10）、紡織用纖維製のその他の機械部分品（59.11）、陶磁製又はガラス製の部分品（69類又は70類）、天然、合成又は再生の貴石又は半貴石のみで製造した機械部分品（71類）、15部の注2のねじ、鎖、ばねその他のはん用性の部分品並びにブラシ（96.03））</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>